

第16回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成18年4月27日（木） 18時30分

場所：WEST19 研修室A・B・C

委員長 時間が過ぎていきますので始めてまいりましょう。前回、4章の所が残っており、今日は特にこの『4章 生活の場における権利保障』ということ、みんなチェックしていきたいと思います。よろしいでしょうか。まず第1節として『家庭における権利保障』ということで、ワーキングでいろいろと議論もしたのですが、『保護者の役割』『保護者への支援』『虐待・体罰の禁止等』、これが家庭における権利保障の中身になっているわけですが、ちょっと見ていきましょうか。この解説を見ましょう。解説を見ながらいきましょう。7ページ目。ここに書かれてある解説文というのは、一応事務局の所で書いていただいたものであって、もうちょっと直っていくでしょう。まず『保護者の役割』ですが、『保護者は、その養育する子どもに対する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません』『保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、こたえていくよう努めなければなりません』。こういう趣旨の条文を保護者の役割ということで盛り込んでどうかということでしたが、皆さん、もうこの解説の所、目は通っているはずなのですが、ここの条文の趣旨というのはどうですか。簡単な話、『保護者は、その養育する』なんていう『その』はいらないのではないかなと思うのだけだね。保護者の責務みたいなものをここで盛り込むかどうかということも、一応議論にはなったのですが、この程度のことは盛り込んだ方がいいのではないかとということで、第1項を入れて、さらに第2項でちょっと我々の特徴を出してみたわけですね。『子どもの気持ちに耳を傾け、こたえていくよう努めなければなりません』という形で。C委員、どうですか、『第一義的な責任』というのは、『第一義的』という言葉はそのまま残ってしまっているのですけど。

C委員 私自身は中間答申の中で出てきた時に、初めて聞いた言葉だったのです。それで一般的には、私が知らなかっただけかもしれないですけど、あまり分からないかなという気がします。

委員長 条約の訳文ではこんな風になっているのですが、『第一義的』というのね。もうちょっと噛み砕いたらどういうことになりますかね。『第一義的』というのだから。

C委員 前の起草ワーキングの時でもちょっと話したかもしれないですけど、「一番の」とか、とても簡単すぎるのかもしれないですけども。もっとあと分かりやすい言葉があれば。

委員長 そうですね、W委員、こういう言葉を小学生に教える時に、何て教えるので

すか？

W委員 6年生の社会の時に、子どもにどんな義務があるかと。教育を受ける権利があって、親は子どもに教育を受けさせる義務があるとかという、そういうイメージでは「第一義的」というので通じると思うのですが、小学生が分かるというと「逃れられない責任がある」とか、変ですね。「最も基本的な」とか。何て言うのでしょうか。「基本的な」という感じなのでしょうか？じゃあ、高校生に、『第一義的』というと堅い感じがしますか？

委員長 『第一義的』というのは読めば分からないわけではないけども、あまり普通は使わないよね。

O委員 最高責任者ではないですか？

委員長 最高か。面白いな。最高責任者という言い方をこういう時に使うというのは、なんかいいですね。最高責任者を、なんか噛み砕きたいね。他の条例なんかでも、どうです、みんな同じような言葉になっているのかな？

L委員 川崎と多治見は、『第一義的』という条約の言葉そのものを使っています。

W委員 例えば『第一義的』ということにつながるかどうかは分かりませんが、感覚的には大きなという感じですか？

委員長 全国の条例の条例集があるでしょ。こんなのは今まであまり注目していなかったけど、神崎町子ども条例というのがあって、そこに『家庭は子どもの人格形成に最も大きな責任を負う』という、『最も大きな責任を負う』という。なんかそんな感じだよ、『第一義的』って。

J委員 簡単に、保護者は我が子を養育する責任があるとしたらどうですか。

委員長 責任があることまでは当然として、その『第一義的』という所に意味があって。ほら、条文になってしまったら、解説は付かないわけだから、条文の字面を見てスッと分かるような。

C委員 目黒のには『保護者は子育てに第一の責任を持つ人として』と。

委員長 目黒ね。いろいろ考えているのだな、みんなね。『対する第一の』っていうものですね。『第一の』、『第一の責任者であること』。でもなんか『最も大きな』というのも見ってしまったら、いいなと思うのだな。『保護者は、その養育する子どもに対する責任者』というから、こういうことになるのだけど、例えば『保護者は子どもを養育する最も大きな責任があり』みたいな言い方がいいかもしれない。要するに、『その養育する子どもに対する責任者』という言い方って、何の責任？ということになるので、これは養育の責任ということでしょう。そうすると保護者は、今おっしゃった、我が子という言い方は別として、『子どもを養育する責任』という。責任が分からないと、『その養育する子どもに対する責任者』というのは何の責任かしら？という風に分かりにくいと思いませんか？『保護者は、その養育する子ども』という言い方ではなくて、『子

ども』というだけで『保護者』なのだから養育する子どものことを言っているのであって、だから『保護者は、子どもの養育について最も大きな責任があることを認識し、権利の保障に努めなければいけません』みたいな文章の方が分かりやすくありませんか、どうですか。

W委員　　ここで言っている保護者の責任というのは、子どもの養育ももちろんなのですけど、権利の保障をしている責任かなという気がするのです。

委員長　　川崎は、何条に書いてあったかな。

T委員　　読み上げるだけです。『その養育する子どもの権利の保障に努めるべき、第一義的な責任者である』。

委員長　　これはこのままで同じになってしまうから。でも条約では『養育の第一義的責任者』という形になっていなかった？何条でしたか？責任の中身というのだったら、養育する子どもに対する責任者よりは、『子どもに対して養育、発達する最も大切な責任者であることを保護者は認識して、権利保障に努めなければなりません』という書き方も、だいたい同じ趣旨でありではないですか。そうするとこの『第一義的な』というも『最も大切な』になって、『大きな』という方がいいね。どうでしょう。これ、どこかで取らなくてはいけない。先に進まないから。何かご意見ありませんか？

W委員　　子どもに分かりやすい方がいいですよ。『最も大きな』とか『最も大切な』というのがいいと思います。

委員長　　K委員、『第一義的な』というのよりいいと思わない？この書き方よりも、分かりやすさという意味で。

K委員　　『第一義的な』の方が文章的にはすごいスマートでいいと思うのですが、でもあまりよく分からないかなと。意味が。私もあまりよく分からないし、中学生とかなら分からないのではないかなと思います。

委員長　　なるほど。スマートといえばスマートかもしれないけど。『第一義的』ですべてをいってしまえばね。では、ちょっとこうしてみましようか、暫定的に。『保護者は、子どもの養育に対する最も大切な責任者であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません』というのだったら、日本語としてどうか？1番目を『最も大切な』で言ってみましたが、どうでしょう？

I委員　　『第一義的な』というはある意味責任というか、義務の部分がきちんと現れてないとダメじゃないかなという意味では、『最も大切な』というのはいさ少し強く義務を表すような言葉の方がいいのではないかなという気がするのですけど。

委員長　　例えば？

I委員　　『第一』とか、大きな、『第一』の方がいいかな。

委員長　　『第一の』か。『子どもの養育に対する第一の責任者』という言い方だった

ら、『養育に関する』か、『養育に対する』か。要するに何に対する責任かというと、『子どもに対する責任』という言い方と、『子どもの養育に対する責任』。やっぱり養育ということではないか。

I 委員 子どもに対する第一の、子どもを養育することではなくて。

L 委員 条約は養育と発達に対する第一義的な責任だから、条約の趣旨から言えば発達を付けるかどうかは別として、子どもの養育に対する第一の責任者という理解が一般的かなと思いますけど。

委員長 だから条約では、ここはそのまま使うと『保護者は、子どもの養育及び発達についての第一の責任者であることを認識し』みたいなね。こっちにしようか。では、何となくまとまったような感じがしますので、もう一度いきますとここは『保護者は、子どもの養育及び発達についての第一の責任者であることを認識し』ということで、とりあえず取りましょうか。第2項は『保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、こたえていくようにしなければならない』と。これを付けた趣旨は、2項は子どもを養育する、発達・養育についての第1の責任を果たすためには、まずは気持ちに耳を傾け、それにこたえていくようにましょうということを重ねて、ここで強調しているという。こういうフレーズを書いている条例はないかもしれない。これはいいですか。

L 委員 すいません。2項はいいと思っているのですが、保護者の役割の所で、この『第一義的な』、『第一の責任』となりましたけれど、これは保護者の義務だけではなくて、ある意味では保護者の権利でもあるという観点を解説の中にちょっと入れておいた方がいいのではないかなと思うのです。子どもをどうするか、どういう風に養育するかといった時に、行政の考えと、それから保護者の考えがもし仮に食い違った時に、行政が保護者の考えを越えて処置するということは基本的にはないという意味では、保護者のここの記述は単なる義務があるだけじゃなくて、子どもの養育に対する義務があるだけではなくて、ある意味では権利でもあるというような趣旨を解説に入れた方がよいのではないかなと思うのですけど。

委員長 そこはけっこう難しいわけで、誰に対する権利かということなのだけでも、ここで言っているのは、子どもとの関係において責任者であるという言い方ですよね。それで子どもに対して責任があるということは、別な第3者が我が子に対しておかしなことを教え込もうとか、例えばしていたりする時、それを保護する、そういうところから子どもを保護するのは責任なのだよ。責任の1つの現れなわけです。それで第3者との関係で言えば、権利という言い方は言えるのかもしれない。そういう意味では、子どもとの関係では、権利というのはちょっと誤解を招きやすいので、それは責任とか、子どもに対する、子どもの成長・発達権に対する親の責任・義務という、ここではそれを言っているわ

けです。家庭における権利保障だから。

T委員 川崎が17条の3項で、『親らは、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない』という、これは義務規定のような書き方で、その権利行使の在り方について規定しているのです。だからそういう趣旨が含まれているということも、私も書いておいて欲しいなと思います。

委員長 解説の中ではもう少しその辺を敷衍して書いた方がいい。条文の中には盛り込む必要はないだろう。今の川崎のものを盛り込んだら悩んでしまって、そこから先に進まないくらい難しい言い方になってしまって。では解説の中には親の養育する権利性、これは私は第三者との関係だと思えますけど、それにも言及すると。こうしておきましょう。はい、保護者の役割の所はこれで取りましようか。それで次、『保護者への支援』。『市は、保護者が安心して子育てができ、子どもとともに保護者も育つような支援に努めなければなりません』と、支援への市の責務・義務を書き込むわけですけども、これはどうでしょうか。これは支援しなければならないというのは、いいでしょう。『安心して子育てができ、子どもとともに育つような支援』と、支援の中身が『安心子育て』、『保護者も育つような支援』という2つの要素で、支援の内容が書かれてあることについては、どうですか。『安心できて、子どもとともに育つような』と言っておけば、すべてをカバーできますか。どうです、形容はこの程度でいいですか。

事務局(係) すいません。前段の所はわかるのですが、『保護者も育つような支援』というのをもうちょっとご議論いただいて、具体的にどういった支援を必要とするのかということがちょっとわかりにくいのかなと。

委員長 さあ、どうでしょうか？

L委員 どういう支援を具体的にするのかということに、すぐこたえることではないですけど、解説の所に『「保護者も育つよう」という表現は、保護者が、子どもの権利条約の趣旨に基づき、子どもを自立的、主体的な存在として認識することなど、「子ども観」を理解することができるように支援することを市に求めるものです』と書いてありますけども、きっとこの文章では伝わらないんだろうなと僕は読んでいたのです。子ども観というのはいろんな子ども観があるわけであって、従来の子ども観というのは、やはり基本的には子どもを保護の客体として捉えるというかな。学校の教師であれば教える対象として捉えるとか。そういう子ども観が一般的であったわけじゃないですか。その子ども観を変容させるといいますか、子どもをいわゆる権利の主体として全面的に認めましょう、というか捉えましょうという。そういう風に子どもに対する認識をガラッと変えていくようなことが必要だという風に、確か起草ワーキングでも僕

が言ったと思うんですけど。ですからこの説明は、それはうまく伝わっていないなと思うのです。『子ども観を理解することができるよう』という、その『子ども観』というのはどんな子ども観なのだということを、もし書くとするならば従来の保護の客体とする、あるいは対象とするような子ども観から、権利行使の主体であるような子ども観に変容するというか、そういう子ども観に大人が変わるよう、『保護者が育つよう』というのは、そういうことなのですよという書き方にしないと難しいのではないのでしょうか。

委員長 A副委員長、これ、子どもとともに保護者が育たないようなことだと、どうということになるのでしょうか？

A副委員長 その極端なのが虐待です。

委員長 そうすると子どもとともに保護者が育つというのは、A副委員長流に言うとうとうことになりませんか。

A副委員長 これは『保護者も育つような支援』というのは、保護者が子どものことをよく分からないとか、理解できないということに、自分が立ち入っているのだということにまず気づくということが始めなのです。それでもやはり親も言うべきことを、子どもに伝えようという風にして、そこに何とか話し合いをしようとか、そういう努力がそこに出てきて、最終的に正しい答えが出たり、理解して関わっていければ一番いいですけれども、たいていはどっちかがあきらめる形で、成長というのが出てくるのです。つまり相手がよく自分のことを分かっていていないということに気づいた方から、成長するわけです。それでここはどうあるべきかということを書く所ではなくて、対話が大事だという部分から出てきたものではないかと。要するに子どもの気持ちに保護者は耳を傾けているんだから、札幌市もそういうことを努力している保護者を助けましょうと、こういうことになっていたり、あるいは親が気が付いていないことがあったら、大人同士教え合っていきましょうと。そういうことの1つの現れで、それを偶然に任せないで、札幌市は計画を持って意図的に育つような支援に努めますということを宣言したわけです。ですからこの所を、皆さん、具体的にどうということなのだという風に尋ねる人に対する答えをするなら、先ほどL委員が言ったような書き方があるのですけれども、その主体性というものを、主体性という言葉自体を正しく理解しているかどうかということに踏み込んでいってしまった場合に、感覚的に子どもにも考えがあって、子どもなりの論理性があるとか、感情があるんだということに気づいた時から、何か押し付けるようなことをやめるというのが主体性ということに対する態度なのでしょうけれども、ですから私の言葉で言えば、やはりこちら辺は市が保護者の味方に付いているよという、一緒に共同でネットワークを張っているのですよということ、ここで書いていて、保護者への支援という項目ができたのが非常に特徴がある

と思います。

P委員　私も解説の所の文章が気になっていたのですが、下から二行目の『子どもを自立的、主体的な存在として』という所と、『「子ども観」を理解する』という言葉にちょっと引っかかるのですよね。それでさっきL委員が言ったような、子どもの権利条約の趣旨に基づいて、『子どもを権利の主体として捉える子ども観を共有することができるよ』というような表現の方がいいのではないかと。『理解する』という理解した、していない、理解していないのは遅れているとか、そういう印象をどうしても与えるのと、『子どもを自立的、主体的な存在』という所を『子どもを権利の主体として捉える、子どもの権利条約の趣旨を共有する』というか、『そういう子ども観を共有する』というような表現の方がいいのかなと思いました。

委員長　そう。そういう子ども観を共有できるような支援ということですよね。分かります。要するに子どもを何か盆栽かなんかみたいに育てるんだということを、育て方の支援みたいなものではなくて、よく言われる『子どもは大人のパートナー』という言い方がありますが、そういう関係なのだということを共有して、子育てができるような、一方が育てる側、一方が育てられる側という一方通行の関係ではないのだ。よく言われますよね。子育てをしながら、子どもに教えられたことがあるだとかっていう、お母さんの話なんてよく聞きます。そんなイメージじゃダメですか。

事務局(係)　目標的なものは大体分かってきたと思うのですが、実際保護者同士の子育ての場で、今、先生がおっしゃった子どもの権利を共有できる場になり得るような可能性を持っている取り組みって、今あるでしょうか。

委員長　基本的にそういうのを秘めているのではないですか？

P委員　例えば学校の中でPTAなどで行っている家庭教育学級というのがあります。ああいう所での話し合いの中に、子どもの権利条約に基づく子ども観を話し合うような場面というのは、けっこうできるのではないかと思いますけど。だからそういう場面はけっこういろいろあるのではないかと。

W委員　何か今度子どもの日にJRタワーで空から見た札幌というイベントをやりますよね。ああいう親子でできるイベントというのはとてもいいなと思いますね。市で企画して下さる親子のイベントといいですか。

委員長　だから常に子育てに関わる施策は、保護者に対する支援というのは、そういう趣旨にのっとったものとして考えられなければいけないということは、今やっている札幌市のいろいろな、子育てのいろいろなサポートの施策、そこから発展していく可能性は大いにあるのではないのでしょうか。新しいのを何かゼロから作れというようなことではないように思います。

事務局(係)　何かどうしても研修のようなものをイメージしてしまうのですが。

委員長 そこなのです。だから理解する、学ぶということをいい意味で使っているけれども、つつい。

A副委員長 エンゼルプランの中ではそういう評価をしながら進みましょうとは書いてない。

L委員 自然に出来上がってくるのを支援するのではないのだと思うのです。つまり子ども未来局がいろいろな子育て支援をしていると思うのです。それぞれの場面において、大人と子どもがいろんな場面で接して、いろんな事業をやるたびに子どもと大人がぶつかったりするような場面は、必ず出てくるわけではないですか。子どもは「こうしたい」けど、大人は「いや、そうじゃない」とかという場面が出てくると思うのです。そういう場面の1つひとつの処理の時に、子どもの言い分をきちっと聞いて、そしてできる限り子どもの意向に添っていくような対応をきちっとできるというかな、そういうことの積み重ねがやっぱり大事だと思うのです。

事務局(係) そうですね。常に何か市が行司役みたいにいる場所で起こっていることであれば、処理する時にこういった整理の仕方だということをおアドバイスしながらやっていくという形の支援なのかなとも思うのですが、実際市民の方同士がそういう風になさっている場面で、そういったものが生まれてくるように市が支援するという事は、どういった形で関わっていけばいいのかなというところのつながりが。

L委員 それは結局、僕は企画の段階で、例えば子ども観の変容を「皆さん、共有しませんか」というようなことを必ず掲げて、企画の段階ですよ。それを参加者にきちっと呼びかけていって、「じゃあ子ども観の変容を共有しませんか」という子どもの権利条約でいう所の子ども観とはこういうものだということ、やっぱりいろんな時にアピールしていく必要があるのではないかなという気はします。もちろんパンフレットが必要であれば、パンフレットもその時に配布する必要があるだろうと思います。

事務局(係) もう少し、しつこいようですが、家庭における権利保障ということなので、今お話を聞いた中で見ると子育てに関するフォーラムとか、何かイベントを開く時にそういった趣旨を打ち出して、イベントをするというようなイメージなのかなとも思うのですが、実際その家庭の中で親御さんが子どもに接する時に、そういった接し方ができるようにするための支援というのは、そういう何かイベントといったら変ですが、そういったものを開催してそこで参加してもらった時に伝えていくという、そうでもない？

委員長 保護者への支援という、なぜ書き込むかといういわゆる親とか保護者の育児の孤立だとか、孤独だとか追い詰められてしまっている、そういう状況から解放してもらおうという、そういう支援をいっているわけですよ。そうした

時にいろんな支援の仕方があるでしょうけれども、単なるイベントとか、そういうことをやれば。そういうことも入るでしょうけれども、そういうことではなく、そういうような過剰な負担感から解放されるような支援をイメージしているのだけでも。

L 委員 僕はあまりよく分かっていないのだけれども、例えば母子手帳だとかって市で作りますよね。その母子手帳の中に子ども観のことを書き込んでみるだとか、3歳児検診だとか、そんなのも確か市でやっていますよね。そういうような場面でも、来たお母さん方に、お父さんも来るかもしれないけれども、保護者に子どもに対しての接し方はどうですか？というような、いろんなお話をする時にちょっと子ども観の変容がうまく進んでいるかどうか、例えばそんなような話をしてもらうだとか、そういうこともあるのではないかなと僕は思いますけれども。

H 委員 同じです。母親学級が例えば6回か、7回ある。そのうちの1回はこういう人権教育というか、子どもの権利に関してディスカッションしましょうとか。あとは乳幼児検診、1歳児、3歳児とあります。それから、就学前。その成長の発達段階においていろんな行事をやっているの、そこでちょっとした趣向を凝らした行事をやっていけばいいのではないかなと思うのですけど。

C 委員 それとあと乳幼児を抱えているお母さんたちは、やっぱり子どもとなかなか離れる時間がないと思うのですけれども、今、札幌市では託児とかは1歳児未満とかはしていない、催し物がある時には確かしていないという風に聞いて。違いますか？何かそういうことを聞いたことがあるので、そういうゼロ歳も預かってくれるとか、子育てサロンのような場所でも子どもと離れる時間が少しでもあって、お母さんたちだけでお話できるような、そういう時間が毎回ではなくても、1カ月に1遍とか、そういう交流のできるような場があると、特に子どもと離れられないぐらいの小さなお子さんを抱えているお母さんには、とても大切な時間になると思うのですけれども。

委員長 だいぶイメージをつかめましたか？大変なものでございますけれど。ちょっとそういう、今日の議論を踏まえて解説を充実させましょう。あとで解説の所は、それぞれ担当して、もう一回我々なりのチェックをして、リライトするつもり見なくてはいけない。それでは次、『虐待・体罰の禁止等』。これは『保護者は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません』。『市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済および回復に努めなければなりません』と、ちょっと日本語としてどうかなと思うのだけれども、趣旨はこの2本なのですけど。虐待及び体罰の禁止というのは、これはいいでしょう。これを天の邪鬼にしつけがどうだこうだと、これをきっかけに言い出すような人はいないとは思うのですけどもね。しつけで体罰がいいなんていう。

いるかな、やっぱり。やっぱりそれはいけないですということを、はっきり言わなくてははいけません。あと『虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及び回復』、回復に努める、回復の何かに努めるとかって。適切な救済に努めなければなりません、適切な回復に努めなければなりませんでいいかね？日本語として、いかがですか。その下の解説をちょっと見てみましょうか。

P委員 解説の3行目の『現状でもなお、「しつけ」や「愛情」の名のもとでの虐待が繰り返し行われている』というのが、書き方としてちょっと気になるので、『名のもとに虐待がなくなる現状』とか、『繰り返し行われている』というのは。

委員長 同じ人が、繰り返しやっている人がそこら中にいるような響きになる。

L委員 3番、『虐待・体罰の禁止等』の『等』って付いたのは何でしたか？

委員長 禁止して、さらに2項があるということじゃないか。

L委員 前は付いてなかったと思うんですけど。

事務局(係) 委員長の言う通りです。うちの方で『虐待・体罰の禁止』だけだったら、2項から続かないので、こっちの方で付けたのです。

L委員 2項目を付けるために『等』とした。

委員長 体罰禁止で言ってしまった方が、禁止の中に、『回復に努めなければなりません』と入るのは誠に結構な話で、付けて変とかという話ではもちろんないですけども、『等』というのは、そういう2項を意識しての『等』でございます。ただL委員のさっきの『繰り返し行われる』は『繰り返し発生する』とかなんか、『名のもとで行われる』とか、なんかちょっと言葉遣いを変えたいという気持ちは分かります。

A副委員長 2項の所が『等』ということで書かれていることは理解したんですけども、これは子どもに対して救済・回復に努めるということで、親は同時に体罰、虐待してしまったから救済する立場とか、回復する役割は担わなくてもいいということじゃなくて、それを復帰させて家族自体がその子どもを受け入れていけるようにという所まで、実は広がっていかざるを得ないですけども、それは市の仕事なのか？と。禁止としてしまって、ここの権利保障はそれで閉じていくのですけれども、残されている適応のところまで市が役割を果たしますよと、適応させていくところまでいきますよというのであれば、ちょっとが必要になるのかなと思いました。

委員長 それは、虐待の子どもを保護シケアすると同時に、親をケアして、親子の再統合ということがよく言われるわけですけども、そこまで盛り込んだ内容にすべきかということでしょうか？確かに虐待の施策においては、そこまでの視点が必要なのですけども。だから適切な救済・回復ということをやろうとしたら、子どもだけを回復して元気になりなさいではなくて、そういう家族病理そのも

のに対応する施策が講じられなければいけないわけです。子どもの本当の回復というのは、そこまで言わなくてはいけないのだけれども。解説で書きましよう、これは。ですからこの所、2項においてはそういう取り組みを求めるとともに、さらに中身としては親。これ、親教育とか、親を教育するという言い方もなにか。親指導とか、なにかいろいろ最近難しいです、こういう言葉遣いって。括弧付きで親教育みたいなのを含めて。だから意外とこの所の解説というのは、虐待はどこからなぜ起きるのかみたいなのをサッと踏まえた上での論説にしないと、そこにつながらない。親子の再統合のこと、こういうのはF委員のお得意分野ですね。そういう趣旨で、解説の方も充実させましよう。家庭の第1節はどうです？これぐらいでいきましょうか。だんだんと難しくなってますから。今度は育ち学ぶ施設です。ここらあたりはちょっとしっかりやりましよう。まず最初に育ち学ぶ施設とは何かということは、最初の所の定義があった。『育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むための重要な場であることを考慮し』というのが、何となく弱いような気がするのですよね。『子どもの権利の保障に努めなければなりません』という言い方ですね。趣旨としては結構なのですが、どうですか、設置管理者だけではなくて職員も含めて、施設関係者というくりにして、要するに『施設に関わる大人たちは』という風なことになってしまうくらい広く含んでしまいます。育ち学ぶ施設の役割としてみれば、職員の方も含めてということでもいいでしょう。『考慮し』というのはどうですか？どこかで『認識し』というのがあった。『認識し』にしよう。

T委員 この解説付きの方では、 の『重要な場であることを』と書いてあって、重要って入っていますか？『認識し』の方がいいと思います。解説の方には入っていて、本文には入っていませんでした。

委員長 『重要な場』というのでいいですか？『大切な場』？『重要』の方がいいですか？育つための重要な場。なんか『重要な』というのは、言葉ではうまく説明できないのだけど。『大切な場』にちょっと。いいですか、どんどん意見を言って下さい。それくらいかな。2項として『施設関係者は、子どもの気持ちに耳を傾け、相談できる時間と機会の保障に努めなければなりません』。これ、前にちょっと議論あったのではなかったか。この『時間と機会の保障』なんていうのは、どうしたらできるんだというような。

事務局(係) 前は困ったことに対して相談できるよう保障するというのが後の方であったのを家庭の所と同じような形で、2項目に持っていきましょうということで、相談できる機関との調整ということで、ワーキングの時に話し合われました。

委員長 確かに困ったことでなければ、相談できないのかと言われると、困ったことではなくたって何でもいいということで、困ったことを外すのは困ったことで

はないです。だから一番イメージしやすいのは、学校です。学校の校長先生とか、先生たちは、子どもたちの気持ちに耳を傾けてということですから、いいのではないですか。では、ここはこれでいきましょう。それから2つ目は『開かれた施設づくり』ということで、『育ち学ぶ施設の設置者及び管理者』、今度は職員は抜けるわけです。『施設設置管理者』と。『子どもや保護者、地域や市民に積極的に情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設づくりに努めなければなりません』。ここでの解説はこの程度で書いてありますけれども、『開かれた施設づくり』、これはどうですか？開かれた中身というのは何かというと、積極的に情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるということなどとなっていますね。これはイメージも、事務局(係)、具体的にできましようか？

事務局(係) 学校だとか市の施設であれば。

委員長 それぞれのそういう施設の特徴に基づいてということで、開かれた塾というのはいったいどういう塾のことを言うのでしょうか。どういう塾ですか、開かれた塾というのは。

J委員 相談とか、ハイキングに行ったとか。

委員長 学習塾がですか？

W委員 あとそういう講師を呼んで、研修会とかもやっています。

委員長 なんかお値段も高そうですね、そういう塾というのは。これはそういう風にできれば、値段は高くなるかもしれないけど、やることの中身自体はけっこうなことなのでしょう。では、開かれた施設づくりというのは、これはこれで。

事務局(係) 根本的な話というか、開かれた施設が、子どもの権利に好ましいというところの現実、これは当たり前なのかもしれないけれど、なぜ、開かれた施設が子どもの権利に取って必要なのか解説の所で書いていただければと思います。

委員長 なぜ閉じていてはいけないのかという。学校なんかの場合だとイメージできます。地域みんなで見守って育てていこうという。それは今言ったような塾とか、フリースクールのような所がなぜ開かれなければいけないのかということですか？

事務局(係) 子育て学ぶ施設というくくりの中で、開かれたことはいいことだというところですね。

委員長 当たり前のことだと思っていたのが、いざ質問されるとすぐスッとこないところが。

P委員 子どもの参加・意見表明を保障するというのが、やっぱり開かれたというイメージにつながるのではないのでしょうか。

委員長 子どもの参加・意見表明権を重視すると、施設は開かれなければならないという。ここの所をもう少し。意見表明権を大切にすると、開かれなければいけ

ないわけですか？子どもの意見表明を大事にすると、施設は開かれていなければいけない。閉じていると子どもの意見表明は十分ではないのですか？

T委員 開くとか、閉じるという言葉が難しい。情報を提供されないと意見は言えないし、参加できないという意味で情報提供ということが必要、大事ではないかと思うのですけど。

委員長 物理的だけではないのですけど。

P委員 開かれたっていうと、そこに関わる子どもや大人や職員や、そういう人たちの協働というか、ともに同じ方向を向いて力を合わせるといふ、そういうのがやっぱり開かれたという風に。開かれた学校なんていうと親や、地域の人や、子どもや教職員がみんなて手をつないで、力を合わせて学校を作っていくましようとなります。閉じると、そこは学校のことだから学校に任せると、こういう風な立場になります。そういう違いなのではないか。

V委員 現在の学校の考え方というのは、いわゆる地域の中の学校なのです。かつては学校だけが独立している部分があって、なかなか閉鎖的であるという風に取りられていたけど、今はやっぱりもう地域が子どもたちを育てる、学校も、そして保護者もという感覚です。そういった意味では情報を共有したり、よく今言われているのは評価なんかもそうですけど、学校だけの自己評価ではなくて、そういう外部評価というか、いろんなものが学校を作り、地域を支えるというか、そういう感覚だから、そういう意味の開かれたということだと思ふのです。学校だから何でもいいだとか、学校は何も情報を提供していないというような、そういう今までの部分をやはり払拭すべきであるということ、そういった意味での開かれたという言葉が今使われていると思ふます。

委員長 ですから学校だったら、学校が開かれている方が子どもの成長・発達にプラスであるという我々の確信があるわけです。閉じられていたら、成長・発達にマイナスであるという判断があるわけです。ですから大いに開かれましよう。どうでしょうか？

事務局(係) もう1つなのですけど、本文の2行目に『子どもや保護者、地域や市民に積極的に情報を提供』とあるのです。学校であれば地域住民だなど。ここで地域と市民とを分けているのは、保育所ですとか、全市的に子どもが集まってくる場所、そこは地域だけではなくて、全市的な参加ということで、ここに入れるという形にしたと思ふのですけれども、それはやっぱりこのままいきますか？現実的に保護者というのはもうクリアされているので、保護者以外の施設の近くにいる地域以外の市民からも、この開かれた施設づくりというのを進めていくと。それからもしそうであったとした場合、地域や市民という表現がどうかなど。地域住民や市民というのも変かななど。その辺、私たちのほうでも悩んでおりまして。

委員長 『地域に情報を提供し』という言い方ですけども、『地域から意見を聴く』
というと何か地域という実態があるのかないのか。地域の人たちからということ
なのでしょうけども。どうですか、そういう風に地域の人たちと別に、全市
的な『市民に積極的に情報を提供し』という、これ、『市民』というのがなく
ても、『子どもや保護者、地域の人たちに積極的に情報を提供し』ということ
で、その方が分かりやすいのではないかと。

W委員 分けて言うのは分かりづらいかもしいと思います。どういう観点で分け
ているのかというのは、その状況に応じて観点が変わってしまうかもしれませ
ん。

委員長 ということは、地域や市民ではなくて。

W委員 私もこう書いた方がいいかと思ったのですが、地域にするか、市民にする
か、どちらかだと思います。

委員長 ここでの主眼というのは、テーマによっては全市的なということも出てくる
のでしょうけれども、やはり地域に根差したとかいう『地域性』にポイントが
あるわけで、例えばもっと全市的に聴かなければならないことがあれば、別に
ここに書いてないからといって聴いてはいけないというわけでもありません
し、それはこの『開かれた施設づくり』の『開かれた』というのが、分かりや
すさからすると『地域の人たち』という言い方をした方がいいのではないだろ
うかとも思いますけど、どうでしょうか？全市に向かって情報を提供しなければ
ならないこともあるだろうと。それはあるでしょうけども、それはそれで聴
けばいいだけの話であって、ここにW委員さんが言ったように『地域や市民』
と分けると、かなり説明するのに。僕はなんか『地域の人たちに』なんていう
方が分かりやすくいいように思うのだけど。

T委員 分かりやすさはそうかもしれないですけど、180万都市と考えると地域とい
うことに限定されない、でも具体的に何か？と言われると、今パッと言えない
ですけど、例えば図書館のこともそうですし、例えば体罰とか、市としての取
り組みもあるけれども、その施設ごとの取り組みとかということもあったと
すると、それが確かに利用者、子ども、保護者、地域住民という所で、おそら
く括りきれない部分が出てくるんじゃないかなと思ったのです。

委員長 ただそうなるというんな、今図書館とか出ましたけど、こういう施設の種類
によっては地域が広くなったり、狭くなったりするというだけのことではない
か。札幌地域というのと、西区地域、三角山地域とかね。施設によっては別に、
その地域がいろいろ広がったり、縮んだりするという意味での。地域という言葉
の中にそこまで組むのはおかしな使い方では内容に思いますけどね。

W委員 その『育ち学ぶ施設』の定義の所の学ぶことを目的として、通学、通所、ま
たは入所する施設となっていますので、本当は市民という感覚が皆さんあると

思うのですけども、誰が一番開かれなければならないかという観点では、保護者と地域が分かりやすいかなど。分かりやすいという意味では、分かりやすいと思います。それが市民となってしまうと、的が絞られないという所が出てくると思うので、地域に住む人たち。

委員長 その方がそのあとの地域における権利保障ということを行っている。我々は札幌市全体ということよりも、その中の現実的に日常生活を送っている地域というものにこだわって来ているので、ここでもやっぱり絞った方がいいのではないか。特にどうですか？でも、やっぱり市民を付けなきゃまずいとか。でもそれほどのことでもないように思えて。それではこれは『地域の人たちに積極的に情報を提供して、聴いて、協力を受けるなど』ということ、どうでしょうか？

L 委員 そこで言う地域の理解は解説の方に書いて欲しいと思うのです。つまりその施設によって地域の幅はかなり多様だという、全市にわたる場合もあるということです。そういう理解でよろしいですか。そうであればいいと思います。養護学校のことが前も議論になったと思うので、養護学校をどこに作るか。その遠い養護学校に通う保護者だけではなくて、そしてその養護学校のある地域だけではなくて、全市民にある程度情報は提供されるべきではないのかという議論があったのが、ここだと思うので。解説の中でもし書いてくれるのであれば、それでオーケーです。

委員長 そうですね。その施設の種類によっては、地域が広がったりするという、それは書き込むようにしましょう。どうですか、そんな所で事務局はご理解いただけますか？だからこれは市民というのを一旦削ります。はい、次は施設でございまして、いじめということをちょっと注目致しまして、『いじめの防止』というのを次に入れます。『施設関係者は』、学校だったら職員の方、管理者だけでなくてね。職員の方もいじめ防止に。これはいじめをしてはいけないではなくて、『いじめの防止に努めなければなりません』。防止義務です。いじめをしてはいけないという『いじめ禁止条項』というのはないのか。それはやっぱり施設の方が子どもをいじめたら、それは『体罰・虐待』になってしまうわけか。だからいじめというのは、子ども同士という、そのイメージ。ですから『施設関係者は』、子どもたちの施設内における『いじめの防止に努めなければなりません』、『子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません』。かなり気を配った文章になっているわけですね。どうですか、このいじめの防止義務。『相談しやすいように工夫』するなどという言い方、ここでしか出てこないのですね。工夫をするというのは。施設関係者の義務だから、『相談しやすいように工夫する』ってどういうことでしょうか。施設内

における制度的な保障も含むのでしょうか。

W委員 例え『いじめについて相談しやすいように工夫し』ということは、いじめを見たか、いじめをされたかという場合だと思うのです。またはいじめがあるのではないかというのかもしれないんですけど、だいたはいじめを見た、友だちがいじめられている、または自分がいじめに、何人か一緒にでもいいんですけど、いじめにあったという場合に、それを相談しやすいようにというのは、いろいろ工夫できると思うのです。相談する場所をどこに持っていくとか、相談する時間をどういう風に設定するかとか、どんな形で関係する子どもから均等に相談できるように対応するかとか、あとは担任が相談した方がいいのか、担任じゃない、または複数のクラスに渡っているときには、どういう人が聞き役に回ったらいいのだろうか、工夫は学校であればいろいろできますので、工夫という言葉は、私はいいと思うのです。

委員長 他の所を見ますと、『いじめに関する相談を、その子どもが安心して行うことができる仕組みを整えるようにしようではないか』というような、工夫の中身がちょっと具体的に書いている所がありますけども。

W委員 個人的なのですけれども、仕組みというのは合わないと思うのです。というのは、その時ケースバイケースで状況が全然違いますので、そこに关わる教師が大人として、本当にいじめとかになった時には教師を越えて、大人として関わる面も多いと思いますので、仕組みよりは工夫の方が、個人的にはいいと感じています。

H委員 札幌市の教育委員会でいじめ防止対策協議会というのがある。その中で、毎年2校ぐらい、いじめに対していろんな取り組みをして成果が現れている所があるので、そういう所の取り組みを参考にしたらいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長 それは工夫の中身として、この解説の中に具体的に書けるということですね。それはいいですね。何ですか、そのいじめ対策？

H委員 いじめ防止協議会、連絡協議会です。

委員長 どういう人たちで、その協議会ができていますか？概略でも。学校ごとに先生たちだけで？PTAも含めてとか。

事務局(課長) いろんな所、各界各層の方たちが揃っているようです。

委員長 学校ごとに作られているのですか？

事務局(課長) 学校ごとというよりも、学校を越えて、青少年育成委員の方だとか、いろんな所の方が入っているのです。

委員長 それはどこ単位で作るのですか？例えばA小学校の協議会にそういう人たちが入るのか。

事務局(課長) それは全市的な組織です。いじめを防止するための全市的な組織で、いろ

んな所が入っています。

委員長 虐待なんかの防止のための協議会というのと、同じようなものですね。

事務局(課長) いや、私が知っているのは全市です。かなり大きい。各界の代表の方が入っているような、そういう会議です。

委員長 そういう各界の人が入っている協議会ってあまり役に立たないのではないですか。

H委員 会議全体に小学校、中学校、高校、市のえらい人はいないです。いじめを実際に経験した学校の校長先生方が、こういう取り組みをしたということを発表なさいますので、かなり参考になります。

委員長 なるほど。では、条文的には『子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し』、『工夫し』というのは仕組みだけではなくて、いろんなケースバイケースできるという、そういう含みがあるという。そして『いじめが起きたときには、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努める』という、これはいじめをする子、された子の両方をちゃんと目配り、気配りして対応しなければいけないという趣旨です。では、ここはこれでいきましょうか。2節が終わった段階で、ちょっと休みましょう。先がありますので。次は『虐待・体罰の禁止』。これは『虐待・体罰の禁止』ですか。さっきの家庭のあれと同じなのですが、何でこれは『等』が抜けているのでしょうか？2項もあるのに。つまらない話ですけど。今度はさっきの家庭の場合と違って、救済・回復に努めなければいけない人は施設関係者ということで、この辺はどうですか？施設の中で『適切な救済・回復に努めなければならない』という、これは施設内のことだから、虐待・体罰だから、これでいいのか。家庭の場合は、札幌市が努力をしなければいけないということになりますけれども。こういう救済・回復の場合というのは、施設関係者だけの義務というのではなくて。これはやっぱり設置者、それを越えた職員も努めなければいけないということなのですよ。関係者も含まれるのでしょうか？施設関係者だけでいいのかと。

P委員 設置者、管理者も入っていると思うのですが、育ち学ぶ施設の中で虐待や体罰が起きた時には、その設置者、管理者が責任を持って救済及び回復に努めなければならないというのと、ちょっとニュアンスが違わないかと思ったんですけど。

委員長 どなたか本を持ってきている方は、ご覧いただければと思うのですが、川崎なんていうのは設置管理者が主語じゃなくて、関係者が主語になっているのです。それに何か書いてありますか。

L委員 本でいいますと40ページですが、23条、川崎です。4項目に分かれているのです。

委員長 いじめは24条。

L 委員 今は虐待。ですから23条です。『施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない』。2項が『施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修などの実施に努めなければならない』。3項が『施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談を、その子どもが安心して行うことができる、育ち学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない』。4項が『施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けた時は、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要なもの、関係機関などと連携し、子どもの救済及び回復に努めなければならない』。主語は使い分けて、関係者と、それから管理者に使い分けているのと、最後の所と言えば『関係機関などと連携し』というのが、川崎は入っています。5番で独立させて関係機関との連携を書いているからいいのかな。

委員長 連携の所はいいですね。関係機関との連携、研修は設置管理者が。研修は関係者に広げているのか。連携は管理者で、研修は関係者として広げている。これに深い意味が込められていたのでしょうか？連携はいいとして、救済・回復の主語が『施設関係者は』ということで、職員まで含めるか、これは管理者の責任か。やっぱり努めるのは管理者も職員も、皆含めるということでもいいだろう。どうですか？

P 委員 それはその通りなのですが、現実には虐待や体罰が育ち学ぶ施設の中であった場合に、管理者のリーダーシップというか、イニシアティブが非常に大事だと思うのです。そこをやらないと一般的に、みんなという風にはならない問題になったと思うのです。だから施設設置管理者は、その関係者の協議・支援、あるいは力を合わせてとか。そういうことと言えば、設置管理者、あるいはその人たちの責任を明確にしておく必要はあるのかなと思うのです。

委員長 なるほど。そうすると今言った管理者は、その職員と一緒にという、そのような書き方ね。それはいいのではないかな。言葉遣いとしては、施設設置管理者は職員、職員と協働して。協働って当たり前かな。何かいい言葉はないですか。職員とともにとか、これはあくまでも子のメリハリを、ちゃんと付けるという趣旨でということですね。これはいいのではないですか？それでいしましょうか？そのリーダーシップというところの重要性を第一にすることね。それでそのあと関係機関との連携と研修、管理者は連携に努め。連携するのは管理者なのでしょう。管理者がやらないとできないでしょうね。そして関係者は研修に努める。ですから管理者だけでなく、先生たちも。先生たちはどうやって努めるのですか。やっぱり自分たちでやろうということで、努めるということなのでしょう。これはいいかな？これだけを1つ独立させましたけども、いいですか、何かありますか？

事務局(係) 一応川崎の例を出してなんなのですが、川崎は逆です。関係者が連携に努めるという規定になっていて、管理者が研修の実施に努めると。関係者が連携に努めて、管理者が研修の実施に努めるということになっています。

委員長 連携の所もそうしますか？関係者にしてしまうとまたぼやけますか？職員とともにしますか？連携ということになると、例えば管理者と関係なく、先生だけが連携するということはないでしょう？

W委員 難しいです。他は分からないですけども、小学校が現実に関係を取り取る時も、まず管理者に連携を取ってもらって、そのあとで職員が学校として動きます。

委員長 意外と我々の方が趣旨が通るのではないですか。いいように思いますけども、どうでしょうか？研修をリーダーシップを取ってやるのが、管理者だという書きの方がよくありませんか？両方とも設置管理者にした方がよくありませんか？連携も研修も。自主的に研修するのはけっこうなことです。これ、主語はこのままでいきますか、それとも設置管理者の何というか責任というか、それを明確にするために両方とも管理者にしましょうか？

事務局(係) 研修というのは研修の実施ではなく、研修を受けることも入っているのですか。

L委員 だから管理者だけではないけど、管理者が率先して、それこそ職員と連携して研修しなくてはならないということなのだろうと思います。

A副委員長 に施設関係者は、施設管理者と協力してと。

L委員 ですから施設関係者は管理者も入っているから、先ほどの同じパターンで、先ほどの虐待の防止の に『施設管理者は職員とともに』という風にしましたので、それと同じパターンで、『施設管理者は職員とともに虐待・体罰・いじめ云々研修に努めなければなりません』という風にするか。

委員長 それでいくか。では、そうしますか？

W委員 質問したいのですが、学校関係でいうと施設設置者が市教委ですよね。で、施設管理者が校長ですよね。ここにポツが入った方が、小さいですけど。

委員長 このままでは、さっきの所で、1の方の育ち学ぶ施設の役割の所は『設置者、管理者及び職員』となっていたり、2の方の開かれた施設づくりの所では『設置者及び管理者』となっていたり、中ポチにするのだったらその方がいいかもしれません、そうしましょう。では、5番目の関係機関との連携・研修は、第1項の方は『管理者は、連携に努めなければなりません』、の方は『管理者は、職員とともに研修に努めなければなりません』ということにしたいと思います。

L委員 解説の所に、まだ出来ていないですけど、いわゆるオンブズパーソンというのが、僕たちは今、人権救済の機関を作ろうとしているわけですよ。ですからこの解説の中に、『関係者との連携は不可欠となります』という所に、児

童相談所や民生委員とか、いろいろたくさん書いてありますけれども、この中に救済機関というか、オンブズパーソンというような文言を入れ込んでおかないとまずいのではないかなと思います。

委員長 　ただ連携って、学校の方からオンブズの方に申立が来るかという。これは子どもたちからそういう救済申立が来た時に、オンブズが動いた時に学校側が連携してというようなことはあり得るのかもしれないけど。そこまで広い意味で、連携ということを広げれば、いざそういう救済申立があった時なんかにも、オンブズを毛嫌いしないで、ちゃんと一緒にやりましょうという、そういう趣旨まで含めるということで、解説にちょっと盛り込みましょうか。

W委員 　基本的な質問なのですけれども、条例が施行された時にオンブズパーソンがないので、そういう風にならなくて記載されていると、矛盾が。例えば学校であれば、どうなのでしょう。やがてできるとかという意味で、将来的にはということを書き込むとか。

委員長 　もちろんです。

W委員 　ちょっと私も分からなかったのですが、今ないものをここに書き込めるのか、それともできた時点で川崎のように附則につけておいて、並行して作っていたのですけども、ちょっと遅れてできた時に条例改正をするのかといった時に、ないものを書くよりは。

委員長 　いや、解説に書くということですよ。解説にできるであろう。

W委員 　それも同じです。ここに文字として記入する時に、どうなのかな？という疑問があるのですよね。

委員長 　それはいいのではないかな。

L委員 　川崎発、この本の中では42ページの所に、最初から42ページの下段3行目に書いてあるのですけれども、どうしてもまだ出来ていないものを書き込むのに疑問があるというのであれば、例えば救済機関というようなことを書いておく。というのはその救済機関としては、市のオンブズマンがあるわけですよ、現実的に。そこにも現実的に持ち込まれている事例もあるかと思うのですね。ですから本当は僕たちが作ろうとしているオンブズパーソンなのだろうけれども、札幌市の現実のやつにも関わっていく場合も十分あり得るかなと思うので。

T委員 　加えて第7章に、この救済制度の創設までは、具体的な制度設計をどうするかというのは、まだ議論として宿題なのかもしれないですけど、この条例第7章にある制度として作られる予定の救済制度、『そこと連携するということも想定されます』という書き込み方だったらできるかなと。

委員長 　そういう書き込み方です。

W委員 　今、弁護士会とか、人権擁護委員会とかがあるので、救済機関という言い方

は賛成です。

委員長 だから我々としては思いを込めて、7章で予定されているような救済機関と、きちんと連携することも含まれるという趣旨は、自信を持って書きましょう。はい、6番目。ここでちょっと休憩を入れます。不利益処分等の、何で等になったのですか？『施設管理者は、子どもに対して不利益な扱いをしようとする時は、その子どもから事情や意見を聴くよう努めなければなりません』という。これは何で『等』になったのですか？

T委員 何か不利益処分における手続保障とか。『における手続保障』とか。

L委員 不利益処分というのは停学とか、退学だけでなく、停学・退学というのは誰にでも分かる不利益処分ですけれども、そうじゃないことを想定して『等』というのを入れたのだと思うのです。

委員長 これは、だいたい処分は全部不利益なのだから。子どもに対する処分、その他の不利益な扱いと。処分と不利益な扱いを分けていたのではなかったか？それで不利益処分って。利益のある処分であるのかということ、ないわけです。不利益処分という言い方はすることはするけどね。不利益変更とかなんとかって。労働条件の不利益変更という言い方をするけども、あんまり不利益処分。ちょっと表題は何だろう？手続保障でいいのでは。変な言い方けども。だから『不利益処分等』と書いてあるこの表題、これを何にするかということである。だからもうちょっと広い意味で『不利益扱い』ということで、処分も含むような何かそれにおける手続保障とか。不利益な扱いをする時の手続とか。何かそんなような表題にすると。

J委員 それは弁護士用語ですね。

委員長 手続保障ということは、ちょっとわかりにくいかもしれない。『不利益な扱いをする時』、その時の方がまだいい。この『不利益処分等』でいいのではないかということですか？何か気の利いた言葉がないか。そもそもこういう条項がある所というのが、なかったのだよな。川崎のどこかにありました？

事務局(係) 川崎に『処分等』というのがあります。

委員長 『処分等』。何条ですか？

事務局(係) 25条の6項の所。

委員長 25条の6項。

事務局(係) 『不利益な処分等が行われる場合には』というふうに。

委員長 『不利益な処分等』という言葉、いただきましょう。それで『不利益な処分等』で付けばいい。

事務局(係) 今の『不利益処分等』の『等』の所にちょっと絡むと思うのですけども、不利益処分の扱い、不利益な扱いの所で、解説にも挙げているのですが、停学・退学・退職・出席停止とあるのですが、その後どのようなことが含まれるのか、

不利益処分の扱いを限定的ではなく、一定の幅を持つ方がよいということで、書いてあるのですが、例えば不利益処分を停学・退学以外とすると、育ち学ぶ施設の1項目の所で相談できる機会とか、保障するというような文言が確かあったはずだと思うのですが、そことの整合性はどうかということ、それから『子どもから事情や意見を聴く』ということなのですけども、この『事情や意見』という所の具体的なイメージです。例えば停学何カ月とか、そういう処分自体に対して意見を聴くのか、それともその前の段階において子どもから事情を聞くとか、そういうことであれば川崎にも事情や意見と入っているのですが、意見というのがどういうイメージを持っておられるのか、この2点についてお話しいただきたいなと思うのですけど。

委員長　　まず後ろの方で、事情というのは事実認定で、事実がどうだったかということでしょう。それから意見というのは、それに対する学校側の処分とかに対する本人としての意見、だから刑事事件でいえば弁護人の意見みたいなもの。

事務局(係)　処分を受ける時って、それ自体に対して意見を言いますか。

委員長　　いや、ですからこれは教育的実践の一環ですから、「もう、しません」とか、いろんなね。例えばこの間、私が行ったのでは「タバコはもう吸いません」という意見を言っていた。

T委員　　ということもあるかもしれないし、例えば退学の場合も、こういういきさつがあつての出来事なので、退学は重すぎるのではないかという意見の言い方もあり得ると思うのです。なので、それは事情を言うこともあれば、意見として「もっとこうして欲しい」ということもあると思うのです。

事務局(係)　あえて事情と意見とを分けることに何か意味があるのでしょうか。

委員長　　だから『事実を聴取し』みたいな言葉に本当はなるのかもしれないのだけど、それだと分かりにくい。だから『事情』の方がいい。

W委員　　この文章を読んだ時に、事実をちゃんと調べないで、誰かからの情報でポンと処分を決めることがあるのかな？という感覚を受けました。

委員長　　あるのです、これが。ついこの間、体験しましたから。小学校はよく分からないけど、高校になるとあります。L委員、あるよね。

L委員　　よくあります。よくあるというのは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、事情を聴かれた時に答えたことを「それは嘘だろう」と決めつけられてしまつとか、あるいは「そんなことは他のやつは言ってないぞ」とか。そういう風な否定のされ方がよくあることだと思うのです。

委員長　　だから「意見を言え」と言ったら、「先生は、そんな程度の話で事実を認定するのはおかしい」とか。それも意見です。けっこうそれで議論になり得ます。

L委員　　だから事情や意見を聴くというのが、正しい表記だと僕は思います。事情を聴くだけではなくて、ちゃんと意見も聴くと。

委員長 そんな趣旨でございますので。随分長くなってしまいました。

事務局(係) 不利益処分にも関わってくるかもしれないので、今日すぐはっきりしないかもしれないですけど、学校とかではなくて、それこそ塾だとか、民間の施設の中でも、この不利益な扱いを受けた時には事情を聴く、意見を聴くということは、やはり適用されるという想定で、ここの条文はあるということでしょうね。

委員長 もちろんです。

事務局(係) それで学校以外で、学校では退学とかってあると思うのですが、学校ではない所での不利益な処分などの扱いというのは、どういったものが想定されているのでしょうか？

委員長 これはどなたか具体的ななをご指摘いただけないでしょうか？

H委員 中学を出て働いている子もいる。そしたら雇用主さんと有職少年の関係の中においても、実際にあることはあります。それをここで言った方がいいのか、悪いのか、ちょっと分からないですけど。通信に行きながら働いている子もいれば、まるっきり学校へ行かなくて働いている子もいるし、中学生で勤労少年で新聞配達をしている子もいるし。だからそうやって言えばきりがないので、その辺の捉え方をちょっと考えなくてはいけないかも。

委員長 雇用主の職場の所までは『育ち学ぶ施設』とは言うてはいないので、そういう所も大切なのですが、ここではそこまでは含まないという、例えばさっきから言っている塾だとか、この塾に行きたいのに「あんたはもう来てもらっちゃ困る」と言われたら、そういうこともあるでしょ？

W委員 私が聞いた話ではランク付けみたいのがあって、態度が悪いと。とか何とかね。

委員長 塾でですか？

W委員 そうです。それはもう入れ替えがたくさんあって、基準を。

H委員 それがメリットで、その塾はあるからね。

委員長 学校でもランク付けされて、塾に行ってもランク付けされているのですね。大変だな、そういうことで、民間であれ、塾であれ、とにかく相手に対して不利益な処分をする時には、事情を聴いて、意見を聴くというのは、ある意味で一般的に認められて、そうされなければならないことだと思います。

市教委 先ほどは失礼致しました。いじめ防止連絡協議会について、先ほどちょっと調べましたのでお知らせ致します。札幌市いじめ防止連絡協議会という名称で、教育委員会の他に道警本部、その中だと思いましたが、生活安全部、それから少年サポートセンター、子どもの人権専門委員の方、それから主任児童委員連絡会の代表の方、それから各区の青少年育成委員、PTAの連絡協議会、それと幼稚園長会、小中高校の公聴会の代表の方、それから児相、アシストセンター、こういった関係機関の方が一堂に会して、先ほども出されていましたが、学校

の具体的な事例をもとにいじめ防止の在り方を協議して情報交換、そしてそれを共有するというのを年に数回行われているということです。

(10分休憩)

委員長 始めます。第3節、『地域における権利保障』ここもいろいろ議論があったのですが、まず地域における役割。地域における誰の役割ということがないのだから。

X委員 これは僕の取り方かもしれないですけども、2節の6番、不利益処分等という所があるではないですか。その『子どもたちから事情や意見を聴くよう努めなければなりません』で、ただ意見を聴けばいいのかみたいな感じを受ける。意見を聴いただけで、意見さえ聴けばいいのかみたいな感じに思ったのです。意見を聴いて、それが処分に反映されるのかという所がちょっと疑問に思ったのですけど。すみません、議論を戻してしまっ。

委員長 そうだね。聴けばいいという、そういう大人が多いから。聴けばいいんだろうというので、聴いたよということ。だから『聴くよう努め、それを尊重しなければならぬ』とか。趣旨としては、そんなようなことにしないと、聴き放しの心配があるということかな。そうだな。言われてみると。子どもに対する信頼はあっても、大人に対する信頼というのがない条例ですから。大人は危ないという、基本的視点から出ている条例ですから。川崎なんかもやっぱり聴けばいいということだ。趣旨としてそうはならないのだけれども、聴くということは当然それを。

L委員 『聴いた上で判断されなければなりません』とか、『聴いた上で行われなければなりません』、『聴いた上で判断』ではダメですか？

委員長 本人から事情や意見を聴いてどうするという所が。

P委員 その通りだと思うんですけども、この文章の受け取り方が、書き方がニュアンスとしてはX委員の言うような考え方を引き出すような書き方があるのかなと思うのですけども、『子どもに対する不利益な扱いをしようとする前に』とか、あるいは『しようとする時には、必ず子どもから事情や意見を聴くよう努めなければなりません』という、何かそういう表現で。

委員長 どの辺が変わったかということ、『必ず』が変わったね。聴いた後が心配だと。

P委員 それはそうなのですが、聴くということは、聴けばいいということの意味しているのではないと。

委員長 条約の文章の中に似たようなフレーズということ、例えば12条の『子どもの意見は相応に考慮される』という言葉があるけど。意見表明の権利があって、その意見は相応に考慮されるという。言い方が似ているかなとは思いますが。

W委員 不利益が被る不当な扱いがないようにという趣旨ですよ。その基準が揺らぐということではなくて、事実と違った事実認識の上で処分されないようにということですよ。単純に不当な意見をよく聴き、子どもの最善の利益が損なわれないようにするとか、不当な扱いをされないようにするということを書くのは難しいですか。

委員長 たくさん条文がある中で、かなり具体的にイメージできるのは、この条文です。不利益な時には意見を聴けというのは、そのまま適用できる条文になっているのです。その他のものは何かもうちょっと抽象的だけでも。だから意見を聴くように努めただけで、その意見をちゃんと真摯に受け止めてくれたかどうかの保障まで欲しいというのは、我々は機会の保障で、それを与えればその後きちんと判断者が、裁判官だったら裁判官がしてくれるので、機会の保障ということだけで「そうだ、そうだ」と言っているけども、もうちょっと踏み込んだ書き方が出来れば。本当に聴くだけは聴いたというのがある。実際に我々の所に来る相談で、聴いてもくれなかったというのもある。先ほども高校などの話しが出ていましたが、ただ聴きけばいいというものではないんだということ、何かで押さえない気は確かにする。だから事情や意見をその子どもから聴き、子どもの意に添うようにという、ちょっとね。これは処分にならない。

T委員 『子どもの利益が不当に損なわれないよう』とか、『不当に害されないように努めなければならない』。努めるのかな、これは、『ようにしなければならない』ということ、きつと言いたい。

委員長 だからもうちょっとあれすれば、『事情や意見を聴き、最善の利益が侵害されないようにしなければならない』みたいなことくらいは入れる意味があるし、入るのではないかな？

W委員 高校の処分というのは懲戒的なのですか、それとも教育的配慮というか、その子のそういう面も考慮するのですか？それとも全くの懲戒的な意味なのですか？

委員長 これは常に教育的ですよ。

W委員 教育的配慮があるのです。そうであれば、『最善の利益が損なわれない』という文章はいいのかと思います。

委員長 だから今度は、この文章だと『事情や意見を聴くように努めなければならない』という形になっているけども、今の最善の利益を入れたら『事情や意見を聴き、子どもの最善の利益を害されないようにしなければならない』という風にかなりきつく言い切れるような気がするのだけでもね。だって『最善の利益を害されないようにしなければならない』というのに、反対はないのではないの。『ないように努めなければならない』ってかい。それを言い始めてしまうと、不利益な処分はすべて最善の利益を害していると言うことでは、これはダ

メなのです。そんな最善の利益を害するような処分なんていうことは、きっと。

L 委員 あまり最善の利益をあちこちに使うと、この最善の利益の捉え方が広範囲に広がってしまって、「最善の利益を私はこう考えているんだ」とあちこちで利用される可能性が出てくるから、ここは先ほどの話の中では『子どもの利益が不当に害されないように配慮しなければなりません』と、その程度で止めた方がいいのではないか。『子どもの利益が不当に害されないように配慮されなければなりません』というような。『子どもから事情や意見を聴いて、子どもの利益が不当に害されないように配慮されなければなりません』。この程度でいかがですか？

委員長 その場合の子どもの利益というのは何なのですか？

W 委員 X 委員は聴くだけだと形式的なのではないかと心配していますが、意見を聞くだけではなく、子どもが納得のできる処分をして欲しいということでしょうか。それとも、処分はするのだけでも、本当に教育的配慮をたっぷりして欲しいということですか？その辺が私も、高校の懲戒というのが分からないものですから。

委員長 高校の処分だけではないわけなのですけど。

L 委員 いろんなことが想定できるので非常に難しいですけども、例えばここで言う不利益な扱いというのは、例えば何かに遅れたから、遅刻したから、「じゃあ罰当番を1週間やりなさい」と頭ごなしに言われたと。そういうような時は遅れるには遅れるなりの理由があるのだから、ちゃんと子どもから事情を聴いて、そして「罰当番、1週間だ」と頭から言うのではなくて、ちゃんと意見を聴いて、そして例えば『子どもの利益』、僕はさっき利益と言いましたけども、『子どもの利益』がという所を『子どもの権利』がと言い換えてもいいですけど、『不当に害されないように配慮されなければなりません』と、こういう風に言えます。そしたら「そこで言う子どもの権利って何？」と必ず質問されます。そしたら例えば罰当番が1週間もやれたら、例えば部活を一生懸命やろうと思っていたのに、できなくなるだとか、具体的な話をすればそういうような答えも出来るかなと。何とどこに入れても、「それは何だろう」と聞かれたら、具体的なものをとりあえず想定しておかなくてはならないんだろうと思います。

I 委員 ちょっと理解が違うかもしれないですけど、今のL委員の話から行くと、例えば遅刻した日から罰が与えられると。その時に意見を聴いたり、事情を聴きますよね。その時にやり取りがあって、そして必ずしも不利益なあれだから納得しないということはないということではないような気がするのです。お互いが状況を話し合ったり、あれしたらその悪いということを、生徒が自覚するかもしれないし、あくまでも主張するかもしれないんですけども、でもそういうやり取りが大事だという、認めて上げるということが大事なのではないかと思う

のですが、だから権利がという、利益ではなくて権利がという、その権利というのがずっと今までやってきている、子どもが主体的に云々というそちらの部分が入ってくるのではないかなと思うのですけど。

委員長　　そうすると、事情や意見を聴くよう努め、子どもの権利を害されないようにしなければいけないというような、そんな言葉遣いですね。やっぱりその時の子どもの、権利を害される対象の権利といたら、例えば学校だったら学ぶ権利とか、そういう権利になる。そしたらこの所は『聴くよう努めなければならない』とするのではなく、『事情や意見をよく聴くように努め、子どもの権利が害されることがないようにしなければいけない』みたいな、そんな言葉で閉じますか？それだとただ聴くだけという風に受け取る人はなくなるかもしれない。とりあえずちょっとそういう形で、今日の所をまとめておきましょう。まだ言葉遣い等々、検討する機会があります。

A副委員長　記録に残せとか、そういうことではないでしょう。

委員長　　では、そういうことにしましょう。こなれた日本語にならないところがもどかしいのですが、今の指摘は十分受けて、考えます。ありがとうございます。では、第3節『地域における役割』だけでも、『地域における』って。表題はちょっと置いて、『市民は、地域が、多様な人間関係の中で、子どもを豊かに育つ場であることを考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません』、『市は、子育て・子育て環境の向上を目指し、子どもにやさしいまちづくりの推進に努めなければなりません』。

L委員　　『子どもが』ではないのですか？

委員長　　そうですね、何かちょっと変だな。『子どもが豊かに育つ』だよな。『市民は、地域が、多様な人間関係の中で』、これ、『多様な人間関係の中で』というのはやっぱり入れるのか。

L委員　　多様な人間関係の中で育まれて、子どもが豊かに育つということを考慮しなさいという話し合いではなかったか。

委員長　　こうやって文章にすると何か長い、随分。もうちょっとスッキリ行くためには何かないか。だから『市民は、子どもにとって、地域が多様な人間関係の中で、豊かに育つ場であることを』とか何とかって、この『が』『が』がなにか気になる。『市民は、子どもにとって、地域が多様な人間関係の中で、豊かに育つ場であることを考慮し』、『考慮』じゃないな。『認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません』。これ、市民の義務というのを前の方で何か書くのではなかったか？それはいいのか。『市民はお互いに連携して、子どもの権利の保障に努めなければなりません』という、総則の責務が。

W委員　　狙い的に地域の中で、いろんな大人がひとりの子どもにいろんな目や手をかけて行って欲しいというのがないように感じて、私はいいなと思うのですけど。

- 委員長 いいですけど、その表現の仕方が。
- L委員 先ほどのではダメですか？『市民は子どもにとって、地域が多様な人間関係の中で、豊かに育つ場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません』。さっきのまとめでスッと行くと思うんですけど。
- 委員長 そうすると『市民は、地域が、子どもにとって』の方がいいか、どちらがいいか？『地域が、子どもにとって、多様な人間関係の中で豊かに育つことの出来る場であることを認識し、保障に努めなければなりません』。そんなので。その後『市は、子育て・子育て環境の向上を目指し』、『子育て』という言葉が出てきたのは、ここが初めてか。条文というか、今回の最終答申で。中間答申の時には子育てというような。『子育て』というのは子どもの育ち、力というか、エンパワーを問題にしているわけです。どこかにこのフレーズがあった。他の所でも、『地域は子どもの育ちの場であり』という『育ちの場』という言葉遣いにしている。『子育て・子育て環境の向上を目指し』というのは、最初から我々が言っていましたか？
- W委員 地域の再生という所で言っている。
- 委員長 確かにやさしいまちづくりを進めるのは、何を狙っているかと言えば、子育て・子育て環境がよくなるようにということを目指しているわけでしょうから、おかしいことではないのです。
- L委員 僕は中間答申というか、この検討委員会に入って、『子育て』という言葉は初めて知ったのです。そういう話をされた時に、もうこれは子ども支援の中では当たり前というか、けっこうメジャーな言葉なのだという説明があったかと思うんですけど。一般的な理解として、その『子育て』という言い方がスッと入っていくだろうかというところにちょっと疑問があるのですが、どうですか。解説で何とかありますか？
- 委員長 ただ、ここはほら、さっきは『育ち学ぶ施設』という、『育ち』という言葉を使っている。育てる施設という書き方ではなくて、あくまでも『育ち学ぶ』という、子どもの主体性を信じた言葉遣いになっているわけです。ですからそういう意味で、『子育て』というのは親・保護者の立場から、『子育て』というのは子どもの視点から育つ環境ということをおもうとしている言葉として理解すれば、なかなか味のある表現かもしれないと思うのですが。
- T委員 『育ち学ぶ施設』の『育ち』というのと、『子育て』というのは必ずしもイコールではないです、きっと。
- A副委員長 育ち支援とはいわない。子育て支援と言う。特に子どもと子どもの関係を注目している。
- L委員 だから札幌らしさというかね、それを積極的に推し進める意味で、わざとこの言葉を使っていこうということであれば、それはそれで推し進める意味で、

『子育て』という概念を推し進める意味であえて使っていこうということであれば、それもまたいいだろうと思っています。一応僕なりにはちゃんと理解しているつもりです。ただそれが読んだ時に一般の人が理解できるかという。説明はしなくてはならないということです。

委員長 どうもありがとう。確かに、なぜ『子育て』ではなくて、『子育て』という言葉を使うのかという説明は出来るのではないかと、大いに。

H委員 今、子育てってどんどん使っています。一般庶民の方もスッと入っていきま

委員長 解説には当然書いていただくと、書かなければいけません。分からない人もいるかもしれませんので。そういう意味で『子育て』『子育て』環境というのを1つ。この概念を使いましょう。それを目指して『やさしいまちづくりの推進に努めなければなりません』『やさしいまちづくり』って何？と言われれば、説明は出来ます、これは。ユネスコが使っているぐらいですから。では、この所は取りましょう。そうするとこの『地域における役割』という表題が何となく。『地域における』誰の役割？だってね、『地域における』、例えば子どもの居場所という、地域の中で子どもの居場所を考えようという言い方で、『おける』とかって言葉を使っている。では、『地域における市民の役割』とか、『地域における市の役割』ということではなくて、『やさしいまちづくり』のことを言っていて。川崎は何て言っているのですか。

T委員 子どもの育ちの場などとしての地域。

委員長 端的に『地域の役割』ではだめですか。まちづくりということは、『地域の役割』でいいのではないかと。はい、では2番にいきます。今度は『地域における子どもの居場所』『市は、市民とともに、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことが出来るような居場所を確保・充実するよう努めなければなりません』。ここは確か『市民とともに』というのを入れるという。ここも単なる物理的な箱とか、場所だけじゃなくて、もうちょっとソフトの部分も含めた意味での『休み、遊び、学び』ということです。それから『地域における自然環境の保全』。別に地域におけなくたって、自然環境は大事ということ。別になくてもいいのではないかと？自然は別に地域だけではないのだから。『市は、市民とともに、子どもが育つ環境として、自然が大切であることを考慮し』、いろいろと考慮している。これは、私なんか本当はお日様の権利みたいものを入れたい人だから、子どもが育つ環境として自然が不可欠であるとか、大切なんていうのを越えて、なんか表現したいような気がするのだけでも。不可欠です。不可欠であることを認識し、『自然環境の保全に努めなければなりません』。

L委員 『考慮し』は『認識し』ですね。

委員長 そうだね。なんか考慮するというと、天秤にかけているような感じを受ける。

W委員 すいません。先ほどの育つがあつての『考慮』と『認識』はよく分かったのですが、自然環境の保護という場面での、『考慮』と『認識』の違いは何なのかなと考えた時に、よくわかりません。公園もすごく人工的というか、1区画にどんな地域公園を1つ作って、どれぐらいの広さに次の公園を作ってという計画を立てていますよね。それはあくまでも都市開発の一環としての計画が1つあって、子どもに自然が大切だということが、そこに重なってきて新たに今、学校に緑を増やそうということで、子どもがいる場に緑を増やしていくという動きがあつた時に、『認識』と『考慮』というのが優先度に関わるのでしょうか。

A副委員長 では、『計画的に自然の保全に努めなければなりません』と書いてしまった方がいいのかな。これが何%、緑が必要かとか、そういうことまでやっている国もあるわけです。だから公園の使い方についても規定したり。だからそういう計画を持つという方法が1つ、認識を越えたとしたら、それもあります。その割合とか、そういう条例はまた別なものでしょうけれど。

W委員 認識となるとそういう計画的にというのが入ってくるのかなと思ったのです。考慮となると今ある計画の中に、子どものという観点を入れるというように思ったので、今現実に出来ることはどちらなのかなという。今、A副委員長がおっしゃったような所ですね。もしかしたらそこまで考えなくてもいいかもしれませぬ。

A副委員長 『不可欠である』という言葉に合わせた言葉が必要と思ったのです。

委員長 不可欠だと言っておきながら、考慮するというのは何となく。やっぱり育つ環境として自然が不可欠だということ、いやそうじゃないだろうと。そんな自然なんてなくてもいいだろうという人はまずいないと。だからその所を。例えば変えるのだったら、『自然が不可欠であることを重視し』とか、何とかとなるのかね。何か『考慮し』というのが、先ほどのではないけども、考えたよ、少し。考慮したよということだね。でもこっちの方が大切だから。

L委員 僕は『認識し』でいいと思うのですが、『考慮し』というのはいろんな所、いろんな先進地の条例を見ながら、原案をいろいろ作っていた中で、川崎がけっこう『考慮し』という文言を使っていたのです。別に、正直言えば、『考慮し』だとか『認識し』だとか『配慮し』だとかの言葉の使い分けを、厳密に定義しながら僕たちはやってきたわけではないから、その違いは何なんだと聞かれると困ってしまうのだけど、どこかで最終的にまた文言の、その辺の調整はしなくてはいけないだろうなと思っています。主に川崎や多治見などをいろいろ参考にしてきた中で、川崎は『考慮し』という言い回しをあちこちで多用してきたから、ここの部分はきっとそれがベースにあったのだろうと、僕

は思っています。でも今、『不可欠であること』というような言い方であれば、やっぱり『認識し』でいいだろうと思っています。以上です。

委員長 なんか『考慮して』というのは秤にかけて、量っているという、優先順位がはっきり印象として出てこないのではないかという、その程度の感覚かな。当然、施策の時のいろんな要素を考慮しなければいけないでしょうけどもね。この所はもうちょっと強い意味で、自然を大事にしてもらいたいということを書き込みたいわけですね。いいでしょうか？

事務局(係長) 今の議論の中で公園ですとか、学校の芝生という、いわゆる緑という部分で触れたと思うのですが、このいわゆる自然という部分は、都会の中の人工的というとなんですが、そういう緑も含むということでもいいでしょうか？

委員長 そうでしょう。自然がなくなっていたら、そういう形で芝を貼って環境を回復するということをしなくてはいけないだろう。では、次にいきましょうか。『安全・安心な地域づくり』。これは最近のこういうご時世になってまいりまして、子どもたちの意見にもあるようですし、安全・安心というのは地域との関連で、1つ重要なテーマかと思います。『市は、市民とともに、地域において、子どもを見守り、子どもが安全・安心に健やかに育つよう、努めなければなりません』。『市は、市民とともに、地域において、子どもが自分自身を守る力を身につけるよう、支援に努めなければなりません』。これなんですけど、
と で分けているわけですが、ご意見あるでしょうか、ないですか？

L 委員 僕はあります。語尾は常に最終的にもう1回点検するという確認をしていますけど、ここはすごく意見が子どもたちからもいろんな部分で出てきているのだから、『努めなければなりません』ではなくて、『努めます』とかそういう積極的な表現にすべき部分ではないかなと思います。

委員長 そうですね。やはり、そういう確認をしたい。それから2番目の『子どもが自分自身を守る力を身につけるよう』という、『身につける』って守る力を身につけることなのだけでも、解説で、『子ども自らの力で自分自身を守る術を身につけるよう支援する』という、こういう書き方をしてしまうとなんか護身術でもやるのかしらとか。だからこの言い方はちょっと。『子どもが自分自身を守る力を身につける』という言い方、どうですか？違和感、ありませんか？子どもの権利という視点でいろいろ。

W 委員 ここは外的な圧力から自分を守る、暴力から逃げるというのもあるし、自分の権利が侵害されているかどうかを知るといっても入っていると思いますので、いいと思います。そういう意味で、広く自分自身を守る力というのは、積極的につけていった方がいいと思います。

委員長 守る力というのは、身につけていない力を身につけるという、この言い方だと、そんな感じか。

W委員 元々ある力と、教えてもらってC A Pのように、例えば危ない時にはどうやって声を出すとか、どうやって助けを求めるといような、そういう技術的なものと、両方入っていると思います。

委員長 『自分自身を守る術を身につける』、『術』の中に。

W委員 これ、『自分自身を守る力』と書いているのですよね。C A Pの授業なんかですと、自分自身を守ると言いながら、技術的にそういう不審者から自分を守ることと、それから権利の侵害を自分で侵害されていると気が付くことと、侵害された時にどうしたらいいかということと、あと友だちが権利の侵害に遭っている時に自分はどう行動すべきかというのを、ワンセットにして、自分自身を守る力という風に呼んでいるのですよね。私はそういう感覚で、自分自身を守る術というのを広く捉えましたけど。

A副委員長 その判断で、身体で対抗するという、そういう狭い概念ではない。

委員長 なんかこの書き方だと小手先のテクニックを聞かせるかのような響きがあるので、もう少しずっしりと響くような表現がないかなという。『子どもが自分自身を守る力』。子どもというのは自分自身で自らを守らないといけないのだ。辛い。

L委員 大人に助けを求めたり、子ども110番の家に駆け込むとか。

委員長 それというのは『地域において見守り、安全、健やかに育つよう努めます』の中に入る。子ども110番の家みたいなのは、この というのはもうちょっと個人の子も自身に、何かそういう力をつけさせるようなことを。支援する対象は子ども。子どもに対して支援するように努めるということ。何か変だという感じしませんか、こういう書き方は。趣旨はいろいろ説明を受ければ、もちろんわかるのだけど。C A Pの人たちの思想を書き込む書き方として、こういう書き方でいいかというのを。何かもうちょっといい。こういうフレーズというのは、他の条例ではいかがですか？自分を守り守られる権利とした場合、上の方が守られる権利で、下の方が守る権利ということになるのか。

W委員 自分を守ることが安全につながっていくのはもちろんですが、それを地域でというのは。

委員長 安全な地域づくりの所で、子どもの支援というのも妙なものですが。

L委員 ここは の所で、『安全な地域づくり』というか、子どもを見守るような地域を作っていくわけです。でも子ども自身がそのことをちゃんと理解して、使えるようにならなければならないです。現実的には。だからそういう意味で、子どもが を踏まえた上で、それを理解して使えるような力を身につけるよう支援する、そういう風に考えているのが、この 項だと僕は思っているのですけど。

委員長 こういうご時世ですから、子どもが護身術を学ぶくらいのことは有難いなと。

そういう極めて軽い条文として理解されてしまうのではないかという感じがするのです、これだと。そうではないのだけど。

L 委員 きっとこの解説の『自らの力で自分自身を守る術』というか、これ『じゅつ』と読むか、『すべ』と読むか分からないけど、こうやって書くと護身術みたいに歪曲化されて捉えられてしまう可能性が出てくるのだと思うのですよ。だからこの所をもうちょっと丁寧に書き込んでいけば、上の文章がこれでもいいのではないかと。

委員長 『子どもは自分自身を守る力を発揮できるように』とか。これは地域がやらなきゃいけない。地域においてやらなきゃ意味がない。では、ちょっと妥協的なだけども、自分自身を守る力を身につけるといのは、そもそも何もしないと力はないのだけれども、それを外から身につけさせようというような響きがあるので、我々としてはCAPの人たちの考えを思い浮かべると、子ども自身には元々そういう力があるのだと。その自分自身を守る力を発揮できるように支援するのだというような方がいいのではないかと。そうすると何か自分自身を守る術という書き方ではなくて、CAPのエンパワメントの考えが解説の中に出てきて分かってもらえるのではないかと。はい、3節が終わりました。4節。これは、事務局の方でいろいろな配慮で、参加、意見表明の機会の。

事務局(係) 今日、この後なのですけれども、時間もずっとやっているわけではないと思いますので、第4節の所は基本的にはこの前の起草ワーキングと同じなのです。それでこの前、第5節の大人への支援の所で事務局預かりというか、宿題が出ていた部分がありました。そこの所を先に今日やった方がよろしいのではないかなと思っているのですが、どうでしょう？

委員長 そうですね。第5節、事務局預かりの部分というのがありました。いろいろ悩んで書いていただきました。では17ページ、『第5節 子どもの育ちや成長に関わる大人たちへの支援』。我々はこれがこの条例の売りだと思っているわけですけれども、『施設設置管理者は、職員が』、元は『職員が余裕を持って、子どもと向き合えるように』とか何とかって、『余裕を持って』という言葉がいろいろと誤解を招くのではないかとということで、考えていただいた結果、『職員が心身ともに健康を保つことができるよう、必要な環境整備に努めなければなりません』と。こうなって環境整備はいいですけど、下の解説なんかを見ますと、『職員の健康相談の充実や効果的なメンタルヘルス対策の整備』ということが挙げられているんですけども、心身の健康を保つための環境整備というのは、そんな方にイメージされがちですけど、物的・人的にもうちょっと。それこそ先生たちが余裕を持って、子どもと接するような職場環境の整備というのを言いたかったわけですね。どうでしょう。『職員が心身ともに健康を保つことができるよう』、これ自体は別に、それはそうだよなと思うのです

けど。なんか嬉しいことに、今日意見シートの中に「余裕の方がいい」なんていう市民の意見がございました。

P 委員 私も1番の『職員が心身ともに』という所は、下の解説を読むと、『例えば、職員の健康相談の充実や効果的なメンタルヘルス対策の整備などが想定されます』と書いてありますが、そこに何か矮小化というか、狭められてしまうのではないかという危惧を感じた。やっぱり最初出した職員が疲れている現状、今日もらった意見シートには「本当に疲れているのでしょうか」というのがあるのです。「そんな先生たちにどうやって僕たちを守ることができるのでしょうか」という厳しい意見があって、確かにそういう側面が全くないわけではないし、教員の不祥事がけっこう報道されていますから、問題は確かにあるのかもしれないですけど、全体としては教師が長時間過密労働の中で非常に疲れているという、教師の仕事というのは退勤時間が終わって、家に帰って終わるかという終わらないです。ほとんど持ち帰り状況で、夜、夜中まで仕事をせざるを得ないという状況を抱えているという、そういう側面もあるので、『健康相談の充実』や『メンタルヘルス対策』だけではないです。それでは解決できないという問題があるので、やっぱり教師を包む職場環境の整備という、その中には人的、物的、精神的な支援というか、そういうのがやっぱりどうしても必要だと思うのです。それで1番の所は『余裕』という言葉が馴染まないとするれば、『余裕』でもいいと思うのですけども、『ゆとりを持って子どもたちと関われるような』という、そういう表現に是非してもらいたいと思います。

委員長 『余裕』から『ゆとり』。僕もその方がいいと思うのだけど。

L 委員 僕もそう思います。基本的に。これは何度も同じことを言って、平行線かもしれないかもしれませんが、『職員が心身ともに健康を保つことができるよう』ということで、具体的に下に解説で書いてあることは、やっているのですよ。道教委も市教委もちゃんと。職員の健康相談の充実や、メンタルヘルスの対策などはやっているのです。やっているけど、現状はたくさんの休職者が出て、その中で精神的に非常に辛い状況になって、休職している人の割合が非常に多いのです。ですからこんなことを書いても、僕はまったく意味がないと思います。

V 委員 1つの見方からすればそうかもしれないけれど、でも教師だけが大変なわけじゃないですよ。正直言って。僕はそういうつながりが非常に大きいので、そういう形で表現するということはあるのですけれど、じゃあ『ゆとり』だとか『余裕』というのは何を持って、みんながそう思うのかと私は思うのです。もう1つはそういう時間的なものもあるし、財政的なものもあるとかっていうと、やっぱりこの中に盛り込む本当の中心的なものというのは、やっぱり子どもということであれば、一応その中で一番関わる者であることは確かなのだけれど、ただそこだけがあまりにも強調されしまうと、条例全体の中で、何でこ

こだけそういうものがあるのかと、私は市民の人が異質に捉えてしまうのではないかと。やっぱり頑張っで欲しいという気持ちは、皆さん、もちろんあるのですが、それをあまりにも強く出し過ぎてしまうと、逆に誰のための条例なの？という風にして、私は非常に危惧します。もちろん現場にいる人間ですから、先生方が疲れているのも分かりますし、一生懸命やっているのも分かりますけど、そういう風に私は感じています。

委員長 どうですか？まあ、書き方によっていろんな反応を示す市民の方がいるということ危惧して、事務局の方でいろいろ考えてくれているわけなのですけれども、『ゆとり』とか『余裕』というのは、分からないですよ。余裕が客観的にと言ったら、ケースバイケースで分からないですが、何かいいなという感じがします。『ゆとり』という。みんな、ゆとりがあると、なんか悪い方にはいかないのでは。ゆとりがないから大変なのだよ、みんな。

T委員 紛らわしいと思って聞いていたのですが、やっぱり『余裕』とか『ゆとり』というのは一方では主観的な言葉だと、私も感じる場所もあって、やっぱり解説が矮小化されている感じが私も一方でして、『心身ともに健康を保つことができるよう、必要な環境整備』という中には、メンタルヘルスだけではない、いろんな取り組みをしないと心身の健康は保てないから、そこをきちっと書いておくことで、どうか。趣旨が伝わればいいのかとも思います。ただ表現としては、『職員が心身ともに健康を保ちながら、子どもと接することができるように』とか、そこにやっぱり健康を保つことがどういうためにつながるのかという一言が、条例の中にも入れ込まれる必要があるかと思うのです。

委員長 私もふとそれを考えたのです。『余裕』を外して、『職員が心身ともに健康を保ちながら、子どもと接することができるように、必要な職場環境の整備に努めなければなりません』と。ただ元気になればいいというだけではなくて、何のために先生たちが元気でなければいけないかというのは、子どもと接する先生が元気がなければ、子どものためによくありませんということですので、元気になって子どもと接してもらおうという。ここらあたりまでだったら、書き込めるのではないかと。

W委員 ここで言う『ゆとり』というのは、子どもと接する時間が十分取れるということですか。小学校の教員は、休み時間は今はいつも、天気がよくなったので、子どもと遊んでいるのですが、それをゆとりとは思っていません。それは子どもと一緒に遊ぶのが教育活動の1つなので、遊んでいるのです。一方、ゆとりというのは、日曜日にゆっくり休めるとか、そういうことをきとおっしゃっているんだと思うのですけれども、例えば、追い詰められないで仕事することがゆとりなのかとか、それはいろんな捉え方があるわけで、あってはならないことは、ちょっと起草ワーキングの中でも話題に挙がっていたんですが、

ゆとりがなくなったら教師が体罰に走ったり、権利侵害を起こすようなことがあるかもしれないという考えです。これは、この委員会の中では抹消していただきたいというのがあるのです。そこはもう子どもの権利を委員会で考える上で、ゆとりがなくなつて、忙しくなつて、何だつてきちつと子どもの権利を大人は保障していく義務があるというのは、大前提にあると思うのです。そうなつた場合に、そのゆとりという言葉の持つ意味というのは、非常に抽象的になつてきて、それよりは になつてしまうのですけども、子どもの権利の理念を教育の現場で実践できる、そのための支援というのが最も大事なのではないかなという気がするのです。

委員長 　だから忙しくても、辛くても、先生は子どもの権利のために頑張るといふ、それはそれでけっこうなことなのだけど、さらに、もっと余裕があればそれが実践できるだろうといふ、よりいい方向へ行くわけであつて、忙しいから、ゆとりがないから出来ないといふことを正当化させるために、これを入れるわけではない。ゆとりがなくても頑張っている先生がいらっしゃるし、それはそれで素晴らしいことだけど、もっとそういう先生たちができるように支援するといふのが、そこにあるわけです。

W委員 　ただ職業でやっているのだから、それは自分の責任と重なる部分が多くて、よりよくするための市の支援というものもありますが、自分で自己研鑽していく部分もたくさんあると思います。また、共同でいろんなことを学んだりということもあります。このように多くの要素がある中で、市の支援に当たるものが何なのかな？と考へた時に、心身ともに健康であるということが一番に入ると思ふのです。

P委員 　教師の悩みの相談を受けていると、何でも相談したり、体調を崩したりしている人たちは本当に真面目です。そして教師だから、先生が言つたように、こうするのが当然だと。こうしなければならぬとずっと思ふ。思ふと、自分を結局責めるので、1人でしなければならぬと、今の教員を包む環境といふのは、どんな力のある教師が子どもを受け持つても、そう簡単に子どもたちを豊かに育てることはできない状況である。それはみんなで力を合はせて、簡単にいかない。いかないから、「いかないのはあなたの力がないからだ」つて言う人もいる、中には、管理職に割合多い。全部がそうだと言わないけれども、だから校長室に呼ばれて「あなたのクラスがうまくいかないのは、あなたの力がないからだ」と面と向かつて言われる人もいるわけです。そう言われなくても、教師をやっている人たちは背中にそういう目をいつも感じる。「あなたが力がないからだ」と。誰も言わなくても、みんなが良心的で、よく仲間のことを考へる教師であつても、そういう視線を常に感じながらやる。職業柄といふか。だからそれが教師を追い込んでいるのだと思ふ。ゆとりといふのは精

神的にも、物理的にも、そういう環境を整えていかないと、今の精神的に追い詰められた教師というのは減らないと思うのだよ。これからますます増えていくと思う。だからW委員みたいな言い方をしちゃうと、僕は教師をすごく追い詰めると思う。

V委員　このシートにもありましたけど、自習ばかりでという人も中にはいるかもしれないし。ただ私は中学校にいるものですから、いわゆる教科担任制とか、いろんなことで学年が1つの組織というかな、単位になるのです。そうすると私のイメージする、そういう余裕とか、ゆとりというのはもちろん個々の先生もそうですけれども、もう1つはいろんな形で経験されている豊富な先生もいれば、若い人もいるという、そういうのも1つの学校を作っているわけですから。その中でもっとお互いに助け合うというか、そういう部分でのゆとりというのは、私は本当に必要だと思うのです。やっぱり同じように学級を持たされて、いろいろな若い人が悩んでいる部分に、いろいろな形でアドバイスできるとか、そういうことができる、そういう周りの人のゆとりというのは必要だなというのはすごく強く感じます、それは。それだけ本当に若くというか、新卒の方も一国一城の主、いわゆる先生として見なされているという、それなりの重みを持ってということか、責任を持っているのは確かなので、その時にやっぱり職場の中でどんな風に接することができるか、そういう周りの人たちの余裕というのは確かに必要だと思うのはすごく感じますし、それは今言っている、イコール子どもたちに全部反映する所が大きいので。そういう現場はいろいろな意味で、そういう悩みを抱えているというのは分かります。ただここでどういう風に表現するかということが、やっぱりいろんな意味で、皆さんに理解していただくためには難しいというか、その精神は私もすごく大事だと思うのですけれど。今そういう風に思っています。

委員長　だからゆとりということは、心身ともに健康であるということの、ちょっといろいろあるかもしれないけど、ゆとりでここがまとまりませんと、先に進みませんので、心身ともに健康であるということは、もうとりもおさずゆとりということにほかならないということです。ゆとりがないと心身ともに健康にはなりませんし、心身ともに健康でないともたゆとりということにもならない。だからさっきT委員が言ったように『職員が心身ともに健康を保ちながら、子どもに接することができるよう、必要な職場環境の整備に努めなければなりません』くらいだと、今ちょっと教育現場、教師に対する見方の意見の対立というわけではありませんけど、議論がありましたけれど、まとめられないかなという気がしますけども、どうでしょうか。

L委員　僕は条文の文言そのものは、そうやってまとまってもいいだろうと思っています。ただ問題なのはずっとこの間何度もやり取りしていますけど、その中身

が何なのかということを行った時に、この解説のようにいわゆる相談の充実だとか、メンタルヘルスだとかという、こういうものにしか想定しないと。私たちが中間答申からずっと言い続けてきたことは、教員に対してもそれこそ人的な余裕というか、あるいは財政的な支援。平たく言えば教員の定数を少し増やすだとか、そういうようなことも考慮できるような余地を残してもらいたいというかな。そういう趣旨ですと来たはずなのです。そのことがなかなか難しいという子ども未来局の見解もあって、そして文言をどうするか、解説をどうするかと来たわけです。ですからその所をもうちょっと。文言はゆとりというのを心身ともに云々で、僕はかまわないと思うんですけど。

委員長 解説はやっぱりこういった書き方をされてしまうと、ちっと中間答申との整合性も取れなくなってしまおうし、本意ではない。こういうことももちろん必要ですけど、それだけに止まらないということは、解説の中でなぜこれを我々が重視するのかということを書き出すことになるでしょう。まさか人的、財政的な環境整備が不必要だなんていう人はいないわけです。必要なだけでも、いろんなことで出来ないという現実があったとしても。

W委員 私はここで取り上げてもらえるとは思わないですよ。ただ私たちが本当に、先ほどV委員もおっしゃられたんですけど、小学校の場合はP委員がおっしゃったように、1人で1クラスを持って全部の教科を教えていますので、1つ困難なことが起こった時には、今、2人、3人でどうそのクラスをカバーできるかというのを、必死で、本当に苦しみながら、1人に責任がいかないというのをやっています、学校の中で。特別支援教育も始まりまして、そして精神的な、時間的なゆとりを3人、4人の中で生み出していこうというのをやっています。それは自分たちのためでもあるのですけれども、もっと誰のためかというと、1人の子どものためにやることもあります。今おっしゃられたように、人が増えてくれたらいいなとか、もっと欲しい物を買ってもらえたらいいなというのは現実的にあります。ただしそれは教師のゆとりのためではなくて、本当にこれは子どものためです。

委員長 だから私たちが言っているのは、教師がゆとりがあることが目的ではない。なぜ教師にゆとりが必要かと言ったら、あなたがおっしゃっているように、子どものために教師にゆとりがなきゃダメだろうと。教師にゆとりがあって、「ああ、ゆとりだ。よかった」と左団扇することを目的としているのではなくて、あくまでも。

W委員 この項目は教師への支援なので、私がもし書くとしたらもっと別の所に書く項目はあると思うのですよね。

委員長 書く項目？

W委員 書く項目というのは、ここは育ちや成長に関わる大人たちへの支援ですよ。

教師のそういうゆとりを生むための、いい教育をするための教師への支援ですね。ストレートに子どものために教師を増やして欲しい、子どものために財源を増やして欲しいということであれば、「ああ、そうかな」と思えるのですけども。

委員長 そのことを言っているつもりだよ。

W委員 回り回って子どものためになるよと言うのですけども、教師のためにとという位置付けになってしまうのです、ここに書くと。

委員長 これは子どもの条例だから、教師のためにと言っているわけではなくて、なぜ教師のことを我々が心配するかといたら、子どものことを心配しているから。だからこそ親を支援するということだって、やるわけですよ、市は。それは直接親に楽をさせるためにやっているわけではなくて、親が健康であれば子どもが健やかに育つという、目的はやっぱり子どもの育ちを念頭に置いての、そのアプローチとして支援ということを我々は考えているのではないのでしょうか。

W委員 例えば通るとは思わないですよ。せっきくの話し合いの場なので、出しているだけなのですけども。例えば育ち学ぶ施設の所に、特に教育機関においては、子ども1人にかかる教師の人員加配や、財源の増やしていくということを常に考えていくと入るのだとしたら、自分の中ではそれは子どものためにやっているのだと、読んだらそう思えるのです。ところが関係者の支援という所に、それが入るとストレートにそうは落ちなくなるという。

委員長 だからそこを落ちない人たちのために、これをきっかけに落としてもらおうように考えてもらわないといけない。だからこそ我々はなぜこの大人たちへの支援ということを、子どもの条例の中に書き込むかというのは、そういうようないろんな見解をする人たちがいるから、あえてやっぱりそう言わなくてはいけない意味を持っているのですけど。

W委員 私もその1人なのかもしれないと思って聞いていたのです。

T委員 W委員の発言を受けてなのですけど、第2節の所にその人員のこととか、財政的なバックアップを書ければ、それはそれで1つだとは思うのですけど、現状で書けないだろうということを前提とした時に、そのバックアップをすることによっての子どもの支援という形で、ここに書くしかないというところから、多分スタートしたと思うのです。

L委員 中間答申の36ページ7番の『子どもの育ちや成長に関わる人への支援』という所で3段落書いているのです。その3段落の2段落目に『ところで支援の必要は保護者だけに限らず、子どもの育ちや成長に関わる学校や、施設の職員などについても同じです。子どもの育ちや成長に関わる大人たちがストレスに苛まされては、子どもは健康に育ちません。人員を増やし、財政的不安をな

くし、余裕を持って子どもと関われるようにしなければなりません』。これで2段落が終わって、3段落目。『特に子どもの権利保障に関しての、教師の役割は重要です。基本的人権及び子どもの権利の意義を理解し、人権感覚に富む教師によって、はじめて人権教育が可能となると思います。そのためには教師が子どもの権利について、学習・研究する機会を拡大・充実させ、子どもの権利条約の実践のための、自由な活動を保障することが不可欠です。従って子どもの育ちや成長に関わる人を支援し、応援する条例にすべきです』。こういう書き方で、中間答申を書いた当初の、早い段階から子どもの育ちや成長に関わる教師、教師がなかなか子どもの権利について理解してくれないという現状もあったから、その教師が受け取りやすいというか、教師も支援されるのですよということを、柱の1つに掲げましょうということでやってきたわけなのです。だからこのことがスポンと抜けてしまうのは、ちょっとまずいだらうと僕は思います。

W委員 やっぱ自分の中に先生を増やすなら、子どものために増やすのであって、財源を増やすのなら、それは子どものために増やすのであって欲しいという願いがありますし、本来的にそうだというのがあるんですけど、またそこは変わらないということですね。

委員長 そのこの所は一貫して変わっていないはずだけど。

W委員 それを大人の所に書いてしまうと、捉え方が、読む人の捉えは違うだろうと思うのです。

A副委員長 W委員とV委員にちょっとお聞きしたい部分は、塾の先生にいろんな余裕が必要だとか、ストレスがかからないように環境を整えて、お仕事に励んで下さいと書かないで、ここの部分でいわゆる義務教育に関わっている人たちに触れるような書き方をしているということが問題だと考えていらっしゃるのか、もう1つ話を変えますと、教師たちに意見表明する場所を、子どもの権利を完成していくための、権利というものを実現していくための参加して、発言するという場を与えるということを言いたいと考えていらっしゃるのか、そのあたりの真意ですね。私の判断では、かなり人と財源と権力を持っているので、そこそこ仕事はできているわけです。しかし税金を払っている側からすれば、もう少しちゃんと仕事をしていけるようになれるのではないかと見ているわけなのですけども、今チームワークとか、先生方の話し合いでできる先生がカバーしていると、そういうやり方で仕事が完成すると考えているとは、到底思えないのですけれども、その辺のニュアンスですね。つまりある程度の条件があるために、いろんな意見が分かれてきているという風にも見ることができる。まったくゼロから始めるところだったら、やはりきちっと主張すべき所は主張するようになる、そんな風に感じたのですけど、どうでしょうか？

委員長 先生、ごめんなさい。ちょっと質問の趣旨が理解できていないので。

A副委員長 自分たちの職場環境に対する発言の個所に対して、今お2人の先生方が反応を返してもらったのですが。その反応の仕方は、私の感じではこれ以上職場の環境を整えることをしなくてもよいという風に聞こえたのです。

委員長 さすがにそういうことまでは言ってないです。

A副委員長 そういうことではないならば、こちら側が言っていることははっきりしています。

T委員 ただ、なぜ直接的に書き込まなくて、間接的なのかという所が一貫して言われていると。間接的とか、直接的という言い方がいいのかどうか分からないですけれども、重層的に権利を保障していこうというかな。最終的な目的は一致していると思うのですけれども、ストレートに子どもに対応することもあれば、間接的に子どもにかかる大人に対する環境整備をすることで、子どもの権利保障を厚みを持っていこうという発想で、ここが書き込まれると思うのです。

W委員 例えばこの春、中学1年生の子どもが早く学校になれるようにするために、1クラスの人数が、中1に限り少なくなった。枠が。それは決して私の捉えでは、教師がゆとりを持つためには結びついていなくて、やっぱり子どものためだったのではないかというのがすごくあるのです。

委員長 そういう場合もあるでしょう、もちろん。だから育ち学ぶ施設の役割の所で、施設自体も権利保障に努めなければいけないという中には。学校も含めて。だからそういう物的な整備だ、財政的なことは高校だって言えるわけですが、あえてもう1つ大人への支援ということで、ここで書き込むことの意味ということがわからないかなと思って。絶対V委員とかW委員には「これはいい。ありがとう」と言われる条文ではないかと、我々。何か現役の先生方から言われるとがっかりしてしまう。

V委員 趣旨は十分理解しています。ただその人的とか言うと、財源保障であるとか、いろんなことが来ます。それだけの拘束力というか、実行可能なのかという疑問もあるのです。例えば義務教育の国庫支出金だって3分の1に削減されたりとか、この前も言いましたけど、文科省がやっているスクールカウンセラーも8時間が6時間になったとか。今のTTのやっているやつだって、35人というのを、35人の趣旨というのは要するに小学校から、中学校に入ってきて、子どもはやっぱり環境も違うし、いろいろな意味で少人数の中できめ細かな教育をという趣旨もあるのです。だから財源というのがすごくあるわけなのです。基本はもちろん余裕があって、ゆとりがあって、先生方が本当に子どもたちのためにという、そういう環境保障というのは私は大賛成です。ただそれを言葉だけに止まらず、やっぱりいろいろな部分で施策を考えていった時に、じゃあ札幌市が本当に。例えばいわゆる公立の小中学校であれば、そういうことができ

るのかなということがすごくあります。もう1つは、例えば東京都なんかは中学校だったら、20時間ぐらいで超えたら、東京都独自で非常勤みたいな人を採用しているのです。でも札幌市というのは正直言って、そこまでは無理だと思うのです。だからなかなかそういった意味で、正直言って、中学校の先生だって、それなりの仕事をしている人だって、今28時間のうちの20時間というのはざらなのですね。ということは1日に1時間しかないのです。こういうことばっかり言ったらなんですけど、今度部活を持っているだとか。また前にそういう話もしたんですけど、そうすると本当にそういう意味では大変だなということが分かるのですけど。だからそういった人的財源というのを増やして欲しいのはあるのだけれども、そこは実行可能かどうか。

委員長 だからこれ、実行可能かどうかで、我々は条例を作っているわけではないわけです。もし日本の制度で、実行ができないような法制度になったら、これは本来子どもの権利条約違反なのです。ところが我々は子どもの権利条約違反の日本の法制度を前提にして、条例を作るのではなくて、何度も言っているように、条例を作るのは条約を子どもたちを実現する架け橋で作っているわけですから。その架け橋というのは理想であり、夢なのです。ですからそれを語った時に、現実に今すぐできないから盛り込めないという発想は間違いだと思うのです。

I委員 今、V委員がおっしゃったようなことを、ここのワーキングで議論した時に出てきたと思うのです。本当に余裕を持った人員配置をするということが、W委員もおっしゃったように子どもたちのためなのだから、だからそういう風にしたいって。それだと通らないと。要するに、おっしゃっているようにお金の問題で、行政側は通らないから、その精神を生かして、その余裕という、あの時は余裕でした。余裕という言葉を使わないで、精神を生かして何か通るような文言というのを、事務局の方で考えていただけということだったと思うのです。それがここへ来たら、さっきL委員もおっしゃったように、ゆとりを持って子どもと接することが出来るようにというような文言で、もういいかなと。職員が心身ともに健康を保ちながらという風に思うのですけど、ただ最後に解説の所で例えば以降を見ると、なんかその余裕が必要だと、ゆとりが必要だという部分が、L委員もおっしゃっていたように残っているのかというところが、やっぱりすごく疑問に残ってしまうのです。だから十分お金がないということも議論されて、なおかつその上で検討してもらった文言なのだと思うのです、これは。

W委員 子どものために通らないものが、教師の支援のために通るというのはあり得るのかなと思います。それは私は分かりませんが、難しいかなと。財源がない中でやっていくのは難しいと思います。教師の支援という立場で書き込ん

だ時に、子どものためには出来ないけれども、教師の支援という所で書いたらできるのでしょうか。それとも、どちらもできないけれど、あえて書き込みたいということなのですか。

L 委員 いいですか。財源がないから書き込めないという前提で、ものを言ってしまったら、それはもう何も書き込めないです。ただお金ってまた、限られたお金をどう配置するのか。それはまさに行政なわけです。はっきり言えば、ですからそれを工夫して、どうやって捻出するかというのが行政の仕事なのだから、僕はちゃんとここで書くべきだと思うし、何回も言っていますけど、教師のためにではなくて、あくまでも子どもに余裕を持って、子どもにきちっと接する、余裕という言葉もよくないのかもしれないけれど、心身ともに健康を保ちながら、子どもに接することが出来るように支援するわけであって、それは何と云っても、子どものためになるということの大前提にここを考えているわけです。さっき話がありましたけれども、起草ワーキングでこの手の議論はずっと何回も、何回もやり続けてきて、そして事務局に預けたことは、私たちの趣旨をきちっと捉えて、文言を調整してみても下さいと言ったわけです。だけどその趣旨を捉えた文言、そして解説にはなっていないのではないですか、ここは。だから僕はちょっと変だなと。

委員長 だからその解説も、これは1つのたたき台であって、我々の趣旨に合うようにももちろん充実させないといけないのです。これは。

T 委員 同じことの繰り返しなのだけど、その子どものためにという所で、こういう書き込み方を工夫した結果が、ここに書き込むということだったと思うのですよね。

委員長 だから余裕とか、ゆとりではダメですか。

W 委員 同じ出来ないなら、子どもの所に書いた方がストレートで。

T 委員 出来ないとは思っていないのだけど。

W 委員 ここに人的加配とか、財源を増やすというのも具体的に書いておくという話でしたよね。付け足して。

委員長 いや、解説の中にそういうことも。

T 委員 少なくとも解説の中にそういう趣旨も含まれているのだということは、書きたいということです。

C 委員 W委員の子どもの所に書くというのは、どこに書くという意味ですか？

W 委員 子どもの所に書いてくださいということを、今言っているのではなくて、ちょっと言葉が足りなかったら申し訳なかったですけども、事務局の修正案に賛成ということです。

委員長 全員一致で、いければいいのだけれども、なかなか。ここがいいところですよ。

T 委員 対立点がまた見えなくなったので、ごめんなさい、確認なのだけれど、委員

長のまとめたのは、この原案に『健康を保ちながら、子どもに接することができる』ということだけを書き加えるということでしたよね。条文としては。そして解説の中に、メンタルヘルスだけではなくて、いろんな環境整備が広く捉えられるべきだという趣旨を書き込むべきだという整理をしたと思うのですけど。それは反対ということなのか、反対だとするとどういう点で反対なのか、繰り返しのなかで、確認していいですか。

W委員　　今、T委員がおっしゃったようにそうでしたね。『子どもに接することができるよう』というのは、とてもいいと思います。上の条文はとてもいいと思います。解説の中に、もう一度聞いていいですか？解説の中に何を付け足すのでした？

T委員　　ここでかなり工夫が必要で、必要だとは思いますが、少なくとも私の理解では、起草ワークで議論した過程を踏まえると、職員のメンタルヘルスだけではなくて、『だけ』を書いたつもりはないかもしれないけれど、だけではなくて、人的なもの、それからそれ以外のいろんな環境整備を広く捉えて欲しい。『必要な環境整備』という所を限定しないで欲しいという。それは書き込み方によっては、当然予算措置を伴ってということにつながるかもしれないけれども、私たちとしてはストレートに人的なとか、物的な財源的な支援という風に書けないのであれば、せめてこの部分で環境整備を広げて、施策の中に反映して欲しい。

W委員　　そこは委員長のご意見、違いますよね。微妙に違うのですよ。でもその違いが分からない。

L委員　　人的なとか、財政的なということを書き込めないという前提は絶対なのですか？何かそれが前提となって、こちらの話が出てきているのだけど、ちょっと言って下さい。

事務局(部長)　　前回のワークでも申し上げたのですよね。余裕というのがどういう意味かということで、改めてお聞きしたら、今言ったことだと。そうすると、いろんな方が、いろんな意見を言うと思うのですけども、一方で例えば私が例に挙げたのは、地方自治法の2条の10何項の最小の経費で最大の効果を上げるという風な、いわゆる地方自治体の原理原則になっているわけです。そういう原理原則があると、余裕を持ってというのはどういうことなのですか？というと、現状では余裕がないから、人的、物的な支援が欲しいということであれば、余裕というのは、そしたら最小という話とちょっとぶつかるのではないかとということで、いわゆる事務的というか、法制的な協議の場では、地方自治法の理念と相容れないのではないのという話はされるのではないですかということ、私は申し上げたのです。ですから書き込めないというか、中間答申には人的、物的云々という言葉があったから、その趣旨を踏まえて、解説に書き込めないとい

ということではないと思いますけども、それが必要でその根拠となるという言い方をされると、事務屋的にはちょっと内部調整が困るというお話をしたという記憶がありますけども。

L 委員　　ですから中間答申で実際こういう風な書き方をしているわけです。ゆとりという言葉を使った時に、そのゆとりという言葉は地方自治法の30なんぼでしたか、その最小のやり方で最大の効果を上げるという趣旨からすると引っかかるというのも、話は分かるのです。今、まとめようとしている、ゆとりという言葉を外したわけですが、『心身ともに健康を保って、子どもと接することができるように、必要な環境整備云々』という風に、今、条文としてはまとまりつつあるのですけど。その時の解説として人的、物的な財源も含まれるみたいなことを書くことは不可能なのですか？

事務局(部長)　書き方だと思います。

L 委員　　ニュアンスとして含むことは書き方だけれども、絶対ダメということではないということですか？

事務局(部長)　ですから健康相談やメンタルヘルスで矮小化しているという意見もございましたけれど、そう意味は否めないと思います。ただ中間答申にもありましたように指導員だとか、教職員の置かれている厳しい環境を考慮して、いろいろな支援をしていく策としてこうなるだろうというのは、私も認識としてあるのです。ただこれからが問題で、書き方として、あるいは人的なり財政的な支援の書き方としては非常にデリケートな面がありますので、そこら辺は注意していただければ有難いということです。

委員長　　L 委員、解説は我々が書くのです。だから別に書き込めないかどうかではなくて、それは、我々が書き込もうと思ったら書き込めばいいのです。その時に事務方にこういう書き方をしたらどうなりますというご指導を受けつつ、それでも我々は書き込もうというのだったら、我々の決断で書けばいいのです。では、時間もあれですので、まとめます。ここの所いろいろ議論がありましたけれども、こうしましょう。条文として我々が望むものは、『施設設置管理者は、職員が心身ともに健康を保ちながら、子どもと接することができるように、必要な職場環境の整備に努めなければなりません』と。これでちょっと今日のところは取りましょう。2項の方は大して問題はないのかな。『職員は子どもの権利について正しく学び、子どもの権利の理念を実践することができるよう、必要な支援に努めなければなりません』。W委員、これはいいですか。人を増やしてもらえばいいのではないとなるのだけども、ここで言うのは、こういう施策をしなければならぬということを書き込むのではなくて、こういう施策も考えられるのではないかと。だからできるだけのことを、子どもたちのためにしてくれということ、解説の中で書くので、そんなに心配することはない

と思うのだけど。では、めでたくこの『育ち学ぶ施設関係者への支援』の条文化がまとまりました。それでも11時ですので、車を出せなくなるので、これ、第2項の『地域での市民活動の支援』、これは大して問題がなかったように。

『市は、子どもの権利の保障に関わる市民の活動を支援するよう努めなければなりません』と。大人たちへの支援の中に、地域でいろいろやってくれている大人たちに対しても、支援を惜しみませんという、こういうメッセージを入れたいなということだったのですけど、これはいいですか。それで6節のところも事務局でいろいろ考えてくれて、『子どもの個別の状況に応じた権利保障』の中に、まず『市民の役割』という、『役割』という言い方が気になるのだけど、『市民は、子どもが、子ども及び家族の障がい、民族、国籍、性別などを理由とした差別や不利益を受けないように、お互いの違いを尊重し合う社会の形成に努めなければなりません』という、かなり神経を配った表現をしているわけですが、そういう社会を市民は作らなければいけないのです。努めましようかね。

事務局(課長) 少し時間がかかると思うのです、この章。

委員長 かりますか？

事務局(課長) 時間がかかると思うのです。

委員長 はい、ではそうしましょうか。あまり中途半端、拙速はいけませんのでね。あと参加・意見表明の保障についても、これはそんなに議論には多分ならないだろうと思いますので、あと字句、文言の問題をチェックしていただくことになるかと思う。では、11時も間近になってまいりましたので、今日のところはこれで終わっていきましょう。30日の日曜日の時間割について、プリントがっております。事務局からの連絡ということで、ちょっと課長お話していただいた方がいいですか。

事務局(課長) 30日は次第に書いてございますけども、1時半からこのWEST19で行いますが、先日お話ししましたように、子ども委員会の委員と、検討委員会の委員との意見交換会を開催するというので、子ども委員の方から非公開を希望されておりますので、1時から30分、もうちょっと長くなるかもしれませんが、その時間は一応非公開として、それが終わり次第通常の検討委員会に移るという形の、委員会の開催になるのかと思っております。その後は5月10日と12日にワーキングを重ねて、5月20日の検討委員会で一応の形にできることを目標として進めていきたいと思っておりますが、内容がまだ固まっていない部分がありますので、多分27日ぐらいまではかかるのではないかとこの予定でございます。

委員長 ありがとうございます。ですから30日は1時に集合でございます。子どもたちとの。

事務局(係) それで30日なのですから、1時から30分ぐらい子ども委員会との意見交換をやってもらって、その後3章、5章、6章、それから今の4章の参加・意見表明と、個別の状況の所、こういうハードですけど、こういう一応予定で行いたいと思います。あと30日の子ども委員会との意見交換なのですけど、この場で行おうと思っているのですけども。

事務局(係) イメージとしてはどんな雰囲気が進めますか。最初に子ども委員会のX委員とK委員から報告をしてもらおうと思っています。その後、見に来る子ども委員の人が今4人予定なのですけども、やり取りということでどんな雰囲気になるかなと。事前にこんなことを聞いてみたいなということで、もし今考えていらっしゃる部分があれば、聞いておくだけでも、ちょっと教えていただければと思うのですけど。別に固まったものではなくてもいいのですが。何か、ありますか？

委員長 事務局(係)の方がこれまで子ども委員会をずっとやってきて、こういうやり方の方がいいということ、分かるのではないですか。

事務局(係) 子ども委員会の中では、それぞれ自分の意見をしっかり発表することに重点を置いてやってきていますので、見に来てくれた子どもたち自身がどういう風に考えているかというところを聞いていただければ、一番いいかと思っています。子どもたち自身も、自分の中の意見をこれまで子ども委員会の中で議論したり、身の回りの人の意見を聞いたりして、いろいろ積み上げてきていますので、その子自身の意見を聞いてもらえばと思っています。あと例えば子ども委員会という取り組みをやってみて、どう思っていますか？というようなことについても、ちょっと聞いてもらってもいいのかなと思っていますけども。

委員長 私たちの方からも質問を用意しておいた方がいいですよ。

事務局(係) そうですね。多分、そんな感じになるのかなと思っています。

子ども委員会との意見交換そのものを非公開にするかどうかということは、子ども委員会の中では議論として、どうするかというところは話し合ってはいません。先日の検討委員会の中で、その子ども委員会の発表会の時にどういったことをするかという意見を、子ども委員の今やっている3人に聞いてもらった時に、そういった話も出てきて、最終的に検討委員会で「じゃあ、非公開でやりましょうか」という方向になったのかと思っておりますけども。それも子ども委員会が始まってから決めたわけではなくて、子ども委員会というものを準備していく中で、高校生3人とも話をしていく中で決めていったことです。

L委員 1つ聞きたかったことがあるのですけど、その件ではないですけど。事務局の予定としては第7章のオンブズパーソンはいつやる予定ですか？というのはこの前の議論の中で、オンブズパーソンのいろいろな内容について議論があまり進んでいないから、拙速ではないか、書き込めないのではないかという話

があったわけです。ですから早くして欲しいのです。早くいろんなことを進めていかないと、また同じようなことになったら、非常に情けない話だと僕は思っているのです。だから早くやりたいのです。いつ予定になっていますか、第7章。

事務局(課長) 30日にその所はもう一度議論していただく形になると思うのですが、

L委員 さっきは言わなかったから。それで聞いたのです。

事務局(課長) そうですか、30日にその所はまたお話を。

L委員 対案が出ているなら、すぐ出してください。

W委員 対案というか、付け足して欲しい。

委員長 こういう対案が出ましたから、これで分かりやすいですね。3章は時間がかかる。でも3章も事務局の方で一定程度まとめてくれているから、それほどでもないでしょうか。

事務局(課長) ワーキングの中でも1回、検討委員会の意見という形でやりましたので、子ども委員会の子どもさんたちの意見を聴いて、それをもう一度再検討するという形になるのだと思うのです。

委員長 では、そういうことで、皆さん、今日のところは終わりにしましょう。ご苦労様でした。